

報告第5号

第4次山陽小野田市障がい者計画の策定について

第4次山陽小野田市障がい者計画を策定したので、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第8項の規定に基づき、次のとおり報告する。

平成30年6月12日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

第4次山陽小野田市障がい者計画

平成 30 年 3 月

第4次山陽小野田市障がい者計画

目次

第1章 計画の策定に当たって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ及び性格	4
(1)計画の位置づけ	4
(2)計画の性格	5
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
(1)アンケート調査及びヒアリングの実施	6
(2)「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」での検討	6
(3)山陽小野田市自立支援協議会からの意見聴取	6
(4)広く市民から意見を聴取するための取組	6
5 計画の対象となる障がい者の定義	7
6 計画の推進体制	7
(1)家庭・地域の役割	7
(2)サービス提供事業所、企業等の役割	8
(3)関係団体等との連携	8
(4)保健福祉圏域内の連携	8
(5)行政各部署の連携	8
7 計画の点検及び評価	9
第2章 障がい者を取り巻く現状について	10
1 障がい者の現状	10
(1)身体障がい者の状況	10
(2)知的障がい者の状況	13
(3)精神障がい者の状況	14
(4)「障害支援区分」審査判定の状況	16
(5)障がい者の雇用状況	17
2 障がい者施策を取り巻く環境の変化	18
3 アンケート結果	19
(1)アンケート調査の概要	19
(2)アンケート調査結果(概要)	20

第3章 障がい者計画の基本目標と基本方針	39
1 基本目標	39
2 基本方針	39
3 施策体系	40
第4章 施策推進の方向	41
I 障がい福祉サービスの充実	41
1 障がい福祉サービス事業	41
(1)障がい福祉サービス充実	41
(2)地域生活への移行支援	44
(3)サービス提供体制の確保	45
(4)権利擁護の推進	46
(5)介助者支援の充実	48
2 障がい者(児)の地域生活支援事業	49
(1)地域生活支援事業の充実	49
(2)地域生活支援拠点の整備	51
(3)日中活動の場の充実	52
(4)防災、防犯支援体制の確保	52
3 障がい者(児)の保健・医療の充実事業	55
(1)早期の気づき・早期療育の推進	55
(2)自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の給付	57
(3)その他の保健・医療の充実	58
II 障がい者が安心して暮らせる地域づくり	60
4 障がい者(児)の社会参加促進事業	60
(1)社会参加促進事業	60
(2)障がい者団体への支援	61
(3)障がい者スポーツ、文化芸術の振興	62
5 バリアフリー推進事業	65
(1)障がいや障がい者への理解の促進	65
(2)ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	67
(3)地域共生社会を目指したまちづくりの推進	68

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では「障害者基本法」に基づき、平成21年度（2009年度）に「第1次山陽小野田市障がい者計画」を策定し、3年ごとに見直しを行ってきました。

この計画では、「就労・自立・参加の支援」、「主体性・選択性の尊重」、「地域での協働・支え合い」を基本方針とし、『障がいのある方が安心して自立できる環境づくり』を基本目標として各種施策を推進してきたところです。

国では、平成18年（2006年）4月に、「障害者自立支援法」が施行され、障がい者福祉制度が、支援費制度から新たなサービス体系へと再構築され、身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がいのサービスの一元化、応能負担から応益負担への転換などの新たな仕組みが導入されました。

また、平成25年（2013年）4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がいの範囲に難病等が加わると共に、平成26年（2014年）4月からは区分認定が「障害程度区分」から「障害支援区分」へ見直され、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化等が実施されました。

また、平成28年（2016年）4月からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がい者への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」が求められています。

本市においても、障がいのある人もない人も互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会、つまり共生社会の実現に向けて障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、引き続き取組を進めているところです。

本障がい者計画では、国の福祉施策の動向や山口県の計画を踏まえ、これまでの障がい者計画の見直しを図りつつ策定しました。

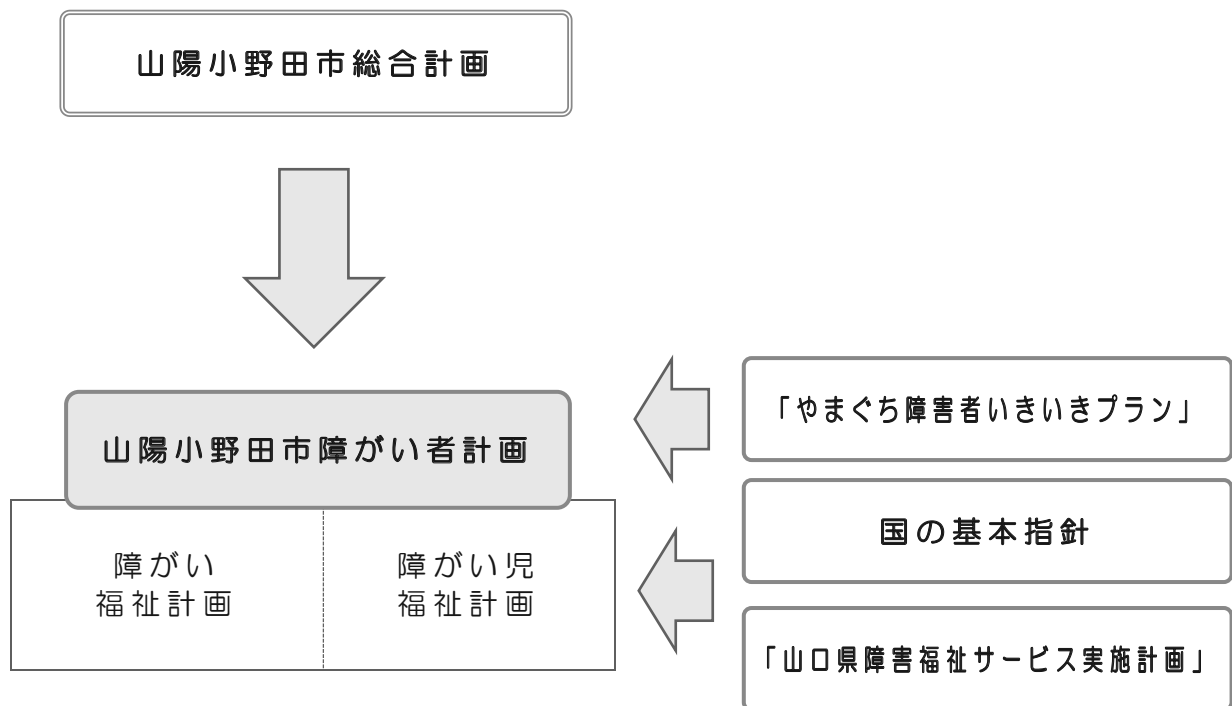
2 計画の位置づけ及び性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」を根拠とする「障害者基本計画」です。

「山陽小野田市障がい者計画」は、「山陽小野田市総合計画」を上位計画とし、障がい者施策を推進するための基本目標、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい福祉施策推進のための指針となるものです。

また、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」との整合性を保ちます。



※国の基本指針：「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(2) 計画の性格

	第 4 次山陽小野田市障がい者計画
根拠法	「障害者基本法」第 11 条第 3 項
性格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画
今回計画期間	第 4 次計画：平成 30 年度（2018 年度）～ 平成 35 年度（2023 年度）（6 年間）

3 計画の期間

平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
第 2 次障がい者計画			第 3 次障がい者計画		
平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
第 4 次障がい者計画					

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査及びヒアリングの実施

障がい者の地域移行や一般就労の促進などに向け、障がい者のニーズを把握するとともに、障がい福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるためのアンケート調査を行い、計画策定の基礎資料としました。

また、障がい児の子ども・子育て支援等のニーズを把握するため、特別支援学級在籍児童・生徒の保護者及び障がい福祉サービスを利用している総合支援学校へ通学している児童・生徒の保護者へのアンケート調査を実施するとともに、発達障がい児親の会でのヒアリングを実施し、計画策定の基礎資料としました。

(2) 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」での検討

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民等から参画を求め、幅広い見地から検討を行いました。

(3) 山陽小野田市自立支援協議会からの意見聴取

本市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定に基づき自立支援協議会を設置しています。

本協議会は、地域における障がい者等が地域で安心して生活できるよう支援するため、地域課題について情報を共有し、関係機関等の連携を図るとともに、新たに取り組むべき地域課題への対応について協議を行うものとされており、本計画策定に当たり意見聴取を行いました。

(4) 広く市民から意見を聴取するための取組

市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対する市民意見公募（パブリックコメント）を実施します。

5 計画の対象となる障がい者の定義

この計画における障がい者は、「障害者基本法」第 2 条の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

※社会的障壁：障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

6 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、家庭・地域、事業所・企業等、それぞれの役割に応じて実施していくことが必要です。

（1）家庭・地域の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識し、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、地域は子どもにとって健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で家庭では学ぶことのできない社会性を身につけ、より成長していきます。

そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、全ての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが必要です。（※子ども・子育て支援計画から抜粋）

地域や家庭、学校などで、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、地域で共に支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。

(2) サービス提供事業所、企業等の役割

事業所は、保健・福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がい者の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。

また企業は、障がい者雇用を積極的に進めるとともに、障がい者に配慮した環境づくりに取り組む必要があります。

(3) 関係団体等との連携

障がい（児）者施策の充実かつ効果的な推進を図るためには、地域の実情を踏まえながら、幅広い関係者の協力を得ることが重要です。

このため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、障がい福祉に係る団体の代表、市民の代表等からなる「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」において、計画の策定、効果的な推進方法等について広く意見を求めるとともに、地域における様々な関係団体との一層の連携の強化を図ります。

また、この計画を円滑に推進するために自立支援協議会と連携し、本市の障がい福祉に関する地域のニーズの把握に努めるとともに、地域の実情にあったきめ細かな施策を計画的に推進していきます。

(4) 保健福祉圏域内の連携

障がい福祉に関するサービスの充実を図るとともに、障がい者のサービスを総合的に利用促進するために、保健福祉圏域内（宇部市・美祢市・山陽小野田市）における効果的・効率的なサービス基盤の整備に努めます。

(5) 行政各部署の連携

本市における障がい者施策の推進に当たっては、関係各部署の主体的な取組はもとより、緊密な連携体制を構築することが求められます。

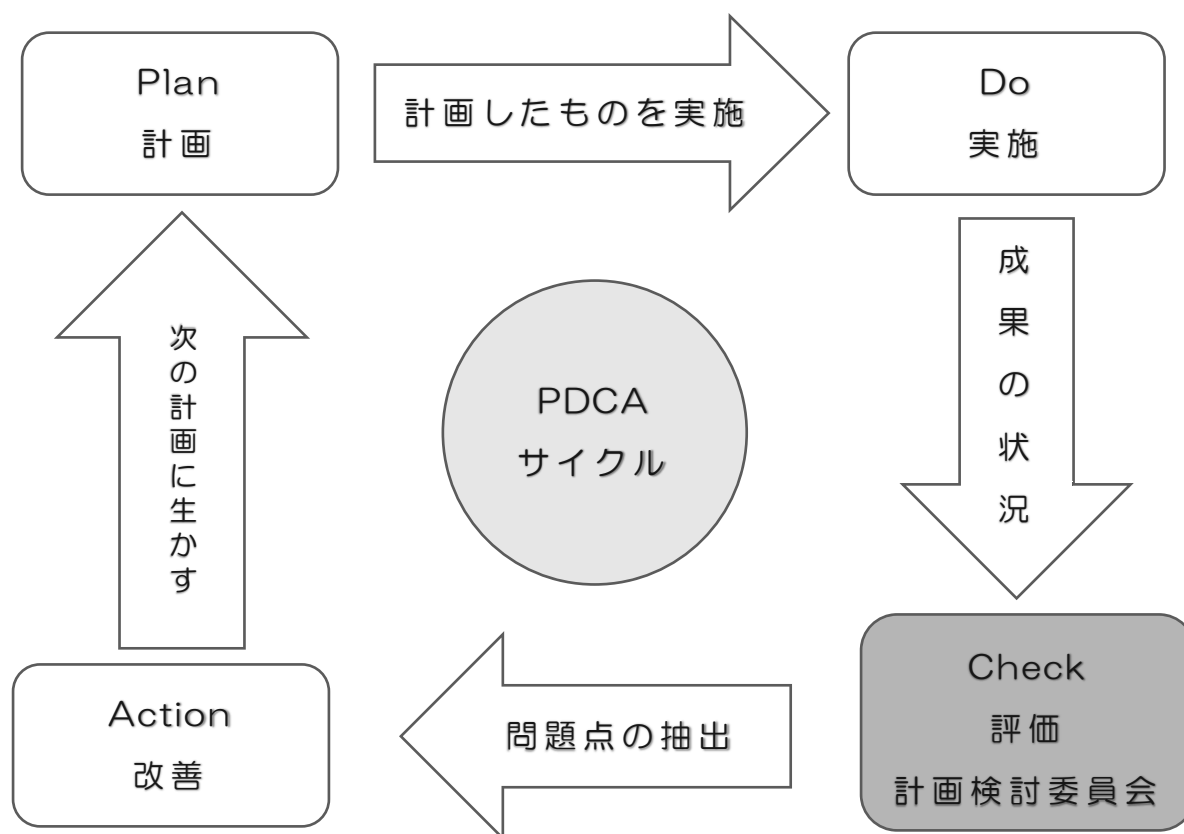
このため、保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境等との関係部局間の連携を一層充実させ、全庁的な取組として施策を実施します。

7 計画の点検及び評価

本計画における実効性を確保するためには、各年度において、その達成状況を点検し、結果に基づいて対策を実施することが必要です。

達成状況や点検に際しては、「障がい福祉サービス」等のサービスごとの利用量や利用者数の状況、サービスの質に対する利用者の満足度等について分析、評価を行います。

なお、この点検による課題等については、「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」等において、関係者からの意見を集約しながら PDCA サイクルに基づいて着実な推進を図ります。



第2章 障がい者を取り巻く現状について

1 障がい者の現状

(1) 身体障がい者の状況

① 等級別「身体障害者手帳」所持者数

平成 29 年度（2017 年度）の「身体障害者手帳」所持者数は 2,771 人で、人口比では、横ばいの傾向にあります。

「身体障害者手帳」所持者数全体に占める割合は重度が多く、障がい等級が 1 級の方は全体の約 32%です。

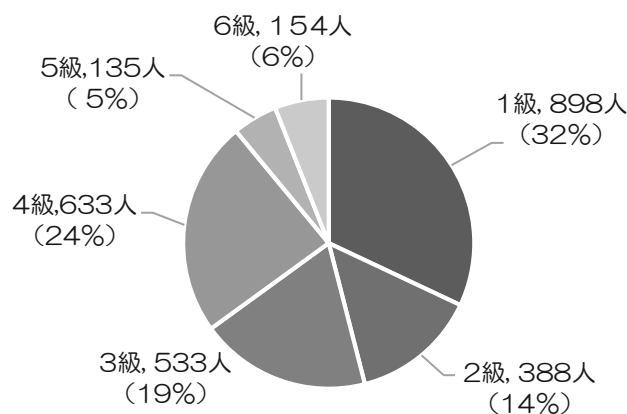
※障がいの等級については、1 級から 7 級まであり、1 級が最重度です。（手帳の交付は 6 級までです）

（各年度 4 月）

等級	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
1 級	862	863	898
2 級	389	394	388
3 級	578	551	533
4 級	695	683	663
5 級	129	135	135
6 級	156	157	154
合計	2,809	2,783	2,771
市人口比 (%)	4.35	4.44	4.42

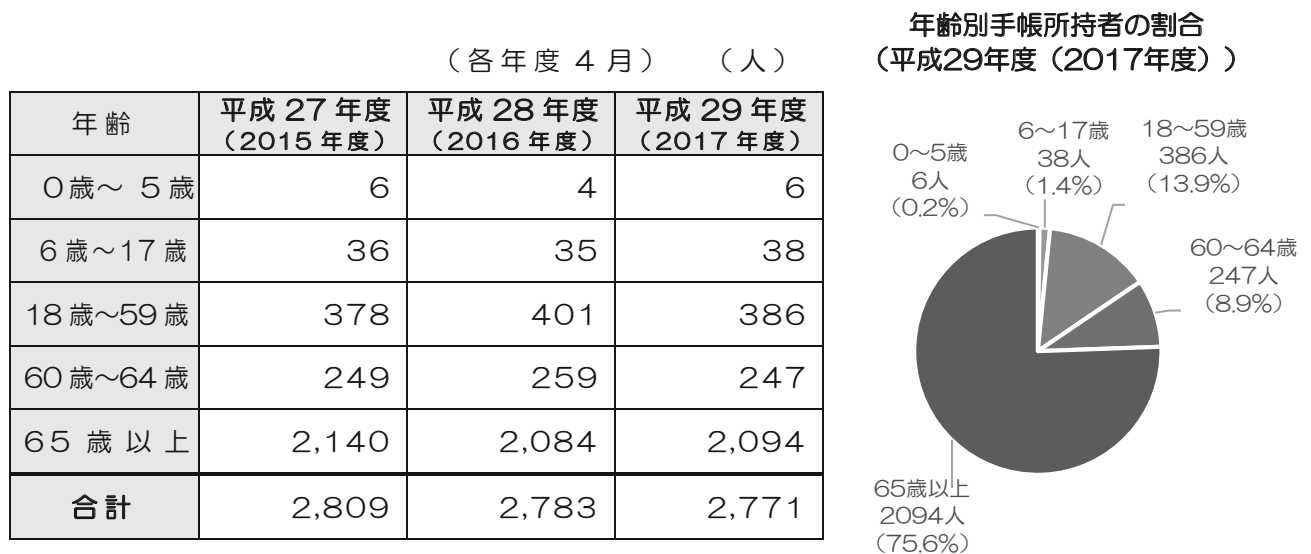
※平成 27 年度（2015 年度）の人口比は平成 22 年度（2010 年度）国勢調査による市人口（64,550 人）、平成 28 年度（2016 年度）以降の人口比は平成 27 年度（2015 年度）国勢調査による市人口（62,671 人）で算出。

平成 29 年度（2017 年度）「身体障害者手帳」等級別所持者の割合



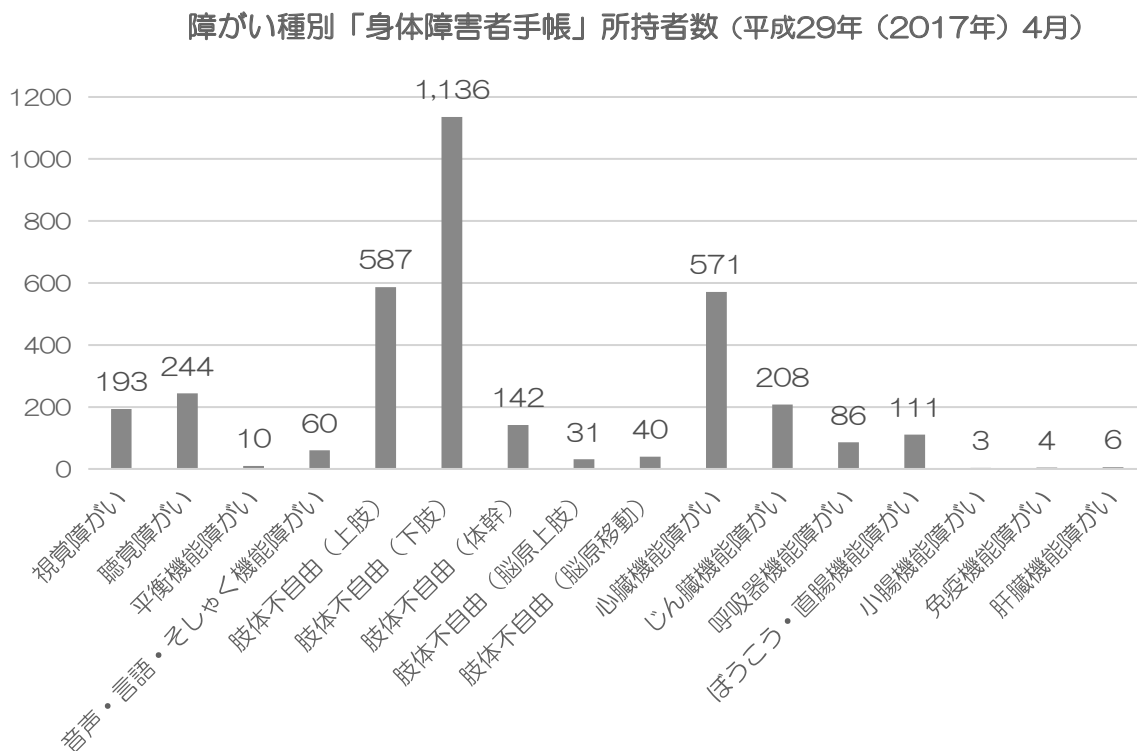
②年齢別「身体障害者手帳」所持者数

「身体障害者手帳」の所持者数のうち、65歳以上の高齢者の割合は75.6%と、身体障がい者における高齢者の割合が高くなっています。



③障がい種別「身体障害者手帳」所持者数

障がいの種別では、「肢体不自由(下肢)」が最も多く、次いで「肢体不自由(上肢)」、「心臓機能障がい」となっています。



(各年度 4月) (人)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
視覚障がい	207	196	193
聴覚障がい	259	256	244
平衡機能障がい	11	12	10
音声・言語・そしゃく機能障がい	66	64	60
肢体不自由(上肢)	591	589	587
肢体不自由(下肢)	1,147	1,146	1,136
肢体不自由(体幹)	145	149	142
肢体不自由(脳原上肢)	31	32	31
肢体不自由(脳原移動)	40	38	40
心臓機能障がい	575	564	571
じん臓機能障がい	186	191	208
呼吸器機能障がい	87	86	86
ぼうこう・直腸機能障がい	111	107	111
小腸機能障がい	4	4	3
免疫機能障がい	5	4	4
肝臓機能障がい	4	5	6
合計	3,469	3,443	3,432

※障がい重複する方がいるため、手帳所持者数の合計とは一致しない。

(2) 知的障がい者の状況

①年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

平成 29 年度（2017 年度）の「療育手帳」所持者数は 504 人で、年々増加傾向にあります。

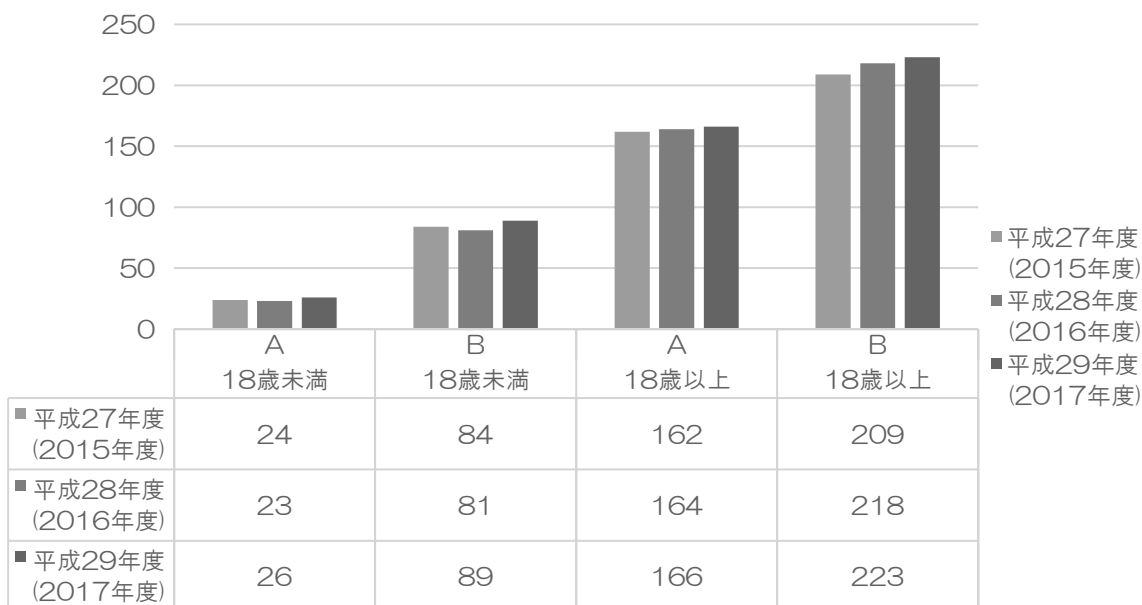
※障がいの程度については、A と B があり、A が重度です。

年齢	程度	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
18 歳 未満	A	24	23	26
	B	84	81	89
	合計	108	104	115
18 歳 以上	A	162	164	166
	B	209	218	223
	合計	371	382	389
合計	A	186	187	192
	B	293	299	312
	総合計	479	486	504
市人口比 (%)		0.74	0.78	0.80

(各年度 4 月) (人)

※平成 27 年度（2015 年度）の人口比は平成 22 年度（2010 年度）国勢調査による市人口（64,550 人）、平成 28 年度（2016 年度）以降の人口比は平成 27 年度（2015 年度）国勢調査による市人口（62,671 人）で算出。

(人)



(3) 精神障がい者の状況

①年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

平成 29 年度（2017 年度）の「精神障害者保健福祉手帳」所持者数は 378 人で、年々増加傾向にあります。

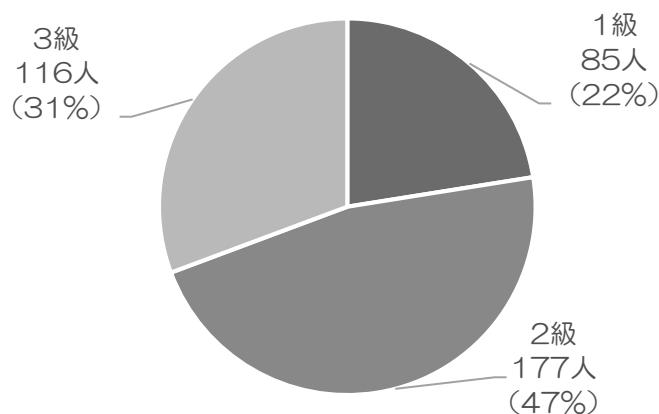
※障がいの等級については、1 級から 3 級まであり、1 級が最重度です。

（各年度 4 月）（人）

年齢	等級	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
18 歳 未満	1 級	0	1	1
	2 級	2	12	2
	3 級	11	27	13
	合計	13	40	16
18 歳 以上	1 級	79	72	84
	2 級	163	151	175
	3 級	81	82	103
	合計	323	305	362
合計	1 級	79	73	85
	2 級	165	163	177
	3 級	92	109	116
	総合計	336	345	378
市人口比 (%)		0.52	0.55	0.60

※平成 27 年度（2015 年度）の人口比は平成 22 年度（2010 年度）国勢調査による市人口（64,550 人）、平成 28 年度（2016 年度）以降の人口比は平成 27 年度（2015 年度）国勢調査による市人口（62,671 人）で算出。

等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者の割合
（平成 29 年（2017 年）4 月）



②「精神障害者保健福祉手帳」所持者のうち、自立支援医療（精神通院医療）受給者の割合

「精神障害者保健福祉手帳」の所持者の中で、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は65%を超え、入院や入所で生活を送る方より在宅で通院されている方が多くなっている状況がわかります。

（各年度4月）（人）

状況	平成17年度 （2005年度）	平成20年度 （2008年度）	平成23年度 （2011年度）	平成26年度 （2014年度）	平成29年度 （2017年度）
手帳 所持者数	152	212	240	315	378
精神通院医療 所持者数	72	131	144	220	248
割合（%）	47.4	61.8	60.0	69.8	65.6

③精神障がい者の医療状況

手帳不所持者を含む自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加傾向にあり、在宅の精神障がい者への支援の必要性が高まっています。

（各年度4月）（人）

	平成27年度 （2015年度）	平成28年度 （2016年度）	平成29年度 （2017年度）
精神通院受給者数	894	1,001	1,019

(4) 「障害支援区分」審査判定の状況

介護給付のサービスを利用する際には、「障害支援区分」の判定が必要となります。

「障害支援区分」は 1 から 6 まであり、6 が最重度です。

「障害支援区分」は、聞き取りによる認定調査の一次判定結果及び医師意見書により、「障害支援区分認定審査会」において認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

● 「障害支援区分」の認定状況

平成 29 年（2017 年）4 月（人）

区分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身体	在宅者	0	1	4	5	8	8	10	36
	施設入所者	0	0	1	1	4	3	21	30
知的	在宅者	0	4	13	23	29	29	9	107
	施設入所者	0	1	1	1	8	15	31	57
精神	在宅者	0	3	17	8	4	0	0	32
	施設入所者	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	在宅者	0	8	34	36	41	37	19	175
	施設入所者	0	1	2	3	12	18	52	88
割合 (%)	在宅者	0	88.9	94.4	92.3	77.4	67.3	26.8	66.5
	施設入所者	0	11.1	5.6	7.7	22.6	32.7	73.2	33.5

(5) 障がい者の雇用状況

民間企業における「障害者法定雇用率」は、平成 25 年（2013 年）4 月に 1.8%から 2.0%へ引き上げとなり、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上から 50 人以上に変更になりました。

さらに、平成 30 年（2018 年）4 月からは「障害者法定雇用率」は 2.2%に引き上げられ、対象となる事業主の範囲は、従業員 45.5 人以上に広がります。

一般就労には、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などが支援を行っています。

公共職業安定所調（各年度 6 月 1 日）

	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
管内対象企業数 (箇所)	141	173	166	160	168	169
管内雇用 障がい者数 (人)	551.5	567.5	618.5	586.5	612.0	675.0
管内雇用率 (%)	1.88	1.80	1.99	1.92	1.96	2.15
県雇用率 (%)	2.28	2.33	2.46	2.51	2.47	2.56
国雇用率 (%)	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97

※「障害者法定雇用率」・・・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされています。

※障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計。

重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、1 人を 2 人とダブルカウントを行い、重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者、重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者及び精神障がい者の短時間労働者は 1 人を 0.5 人としてカウントし、重度身体障がい者及び重度知的障がい者の短時間労働者は 1 人を 1 人としてカウントしています。

2 障がい者施策を取り巻く環境の変化

●近年の国、県の法制度等の動き

年	法制度等の動き	主な内容
2013	◆「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者自立支援法」の改称 ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲の見直し（難病等を追加） ・「障害支援区分」の創設
	◆障がい者雇用率の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の法定雇用率を引き上げ 民間企業 1.8%→2.0% 国、地方公共団体等 2.1%→2.3% 都道府県教育委員会 2.0%→2.2%
	◆「障害者優先調達推進法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・国などに障がい者就労施設等から優先的な物品調達を義務付け
	◇「やまぐち障がい者いきいきプラン」（2013-2017）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のための施策を総合的、計画的に推進（「障害者基本法」に基づく「県障害者計画」）
2014	◆「障害者権利条約」の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・日本では平成19年に署名し、国内法の整備等を行った上で条約に批准
2015	◇「山口県障害福祉サービス実施計画」（第4期）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保（「障害者総合支援法」に基づく県「障害福祉計画」）
	◇山口県工賃向上計画（第2期）	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組を推進
2016	◆「障害者差別解消法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体及び民間事業者における「障害を理由とする差別」の禁止の義務付け
	◆「障害者総合支援法」の改正（2018.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の望む地域生活の支援 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	◆児童福祉法の改正（2018.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児支援の二一スの多様化へのきめ細かな対応
	◆「発達障害者支援法」の改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実
2017	◆「第5期障害福祉計画」に係る基本指針の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における生活の維持及び継続の推進 ・就労定着に向けた支援 ・地域共生社会の実現に向けた取組 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 ・発達障がい者支援の一層の充実
2018	◆「障害者雇用促進法」の改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を追加

◆国の動き ◇県の動き

3 アンケート結果

(1) アンケート調査の概要

①調査対象者：基準日 平成 29 年（2017 年）2 月 7 日

ア：「身体障害者手帳」、療育手帳、「精神障害者保健福祉手帳」、自立支援医療（精神通院）のいずれかを所持している在宅で生活している障がい者（以下、在宅生活者）

イ：施設入所者

②調査方法

ア：調査対象者アから合計 1,000 人を無作為抽出し、郵送配布・郵送回収によりアンケート調査を実施

イ：調査対象者イである 80 人全員に郵送配布・郵送回収によりアンケート調査を実施

③回収結果

送付数	回収数	回収率
1,080 人	573 人 ア：516 人 イ： 57 人	53%

④実施期間

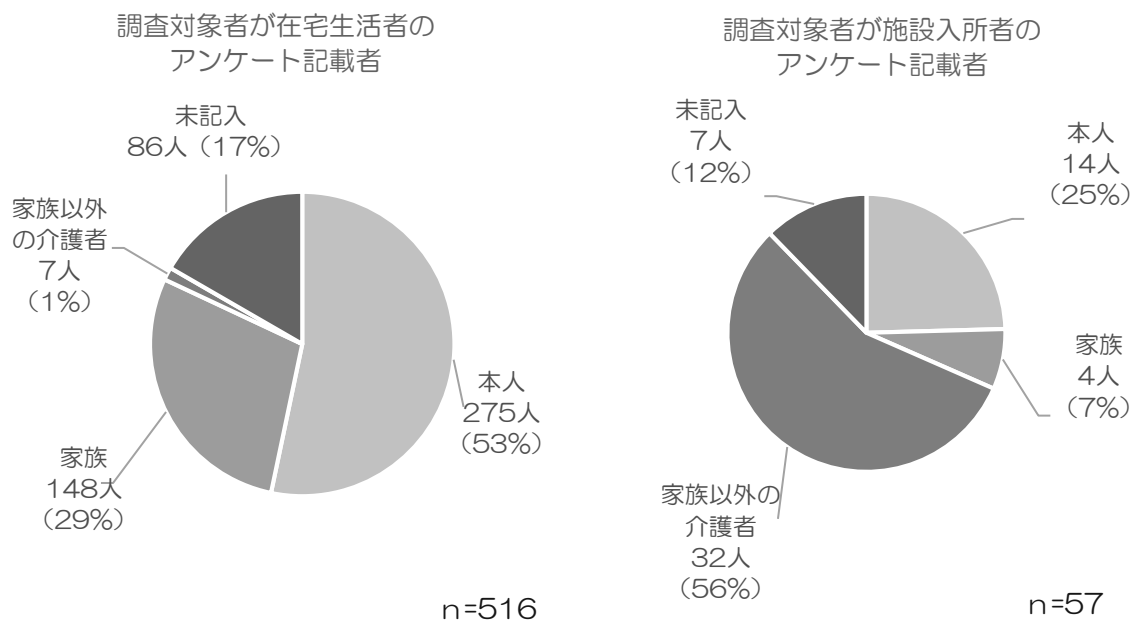
平成 29 年（2017 年）3 月 1 日～

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日

(2) アンケート調査結果 (概要)

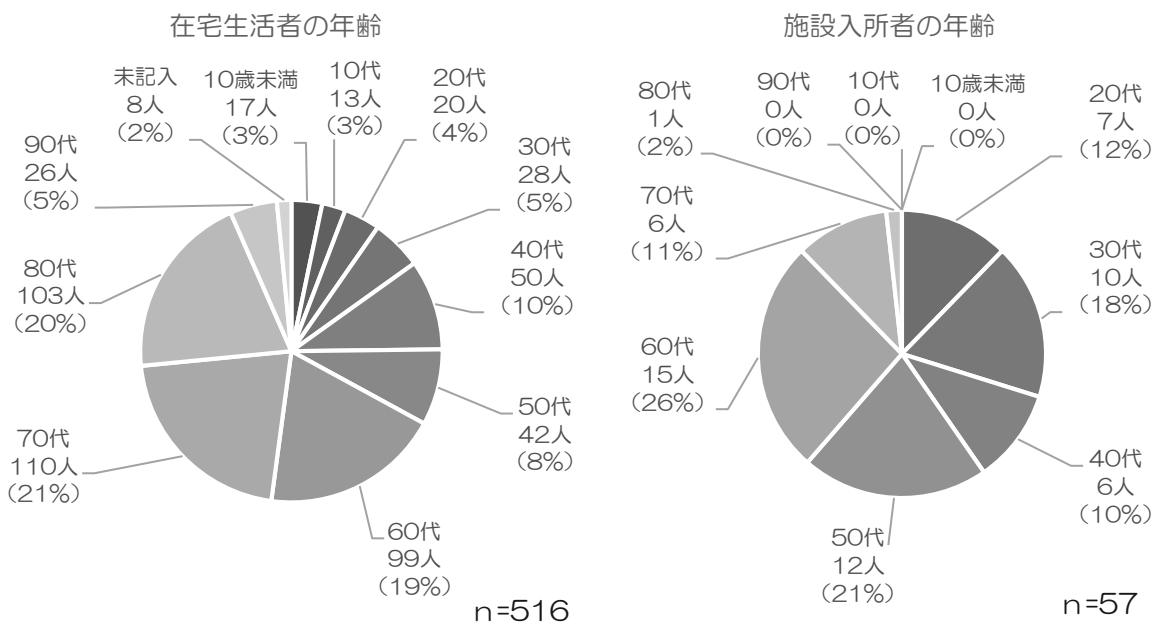
① アンケートの記載者

アンケートに実際に記載したのは、在宅生活者では 53%が障がい者本人、29%が障がい者の家族でしたが、施設入所者では家族以外の介護者が 56%を占めていました。



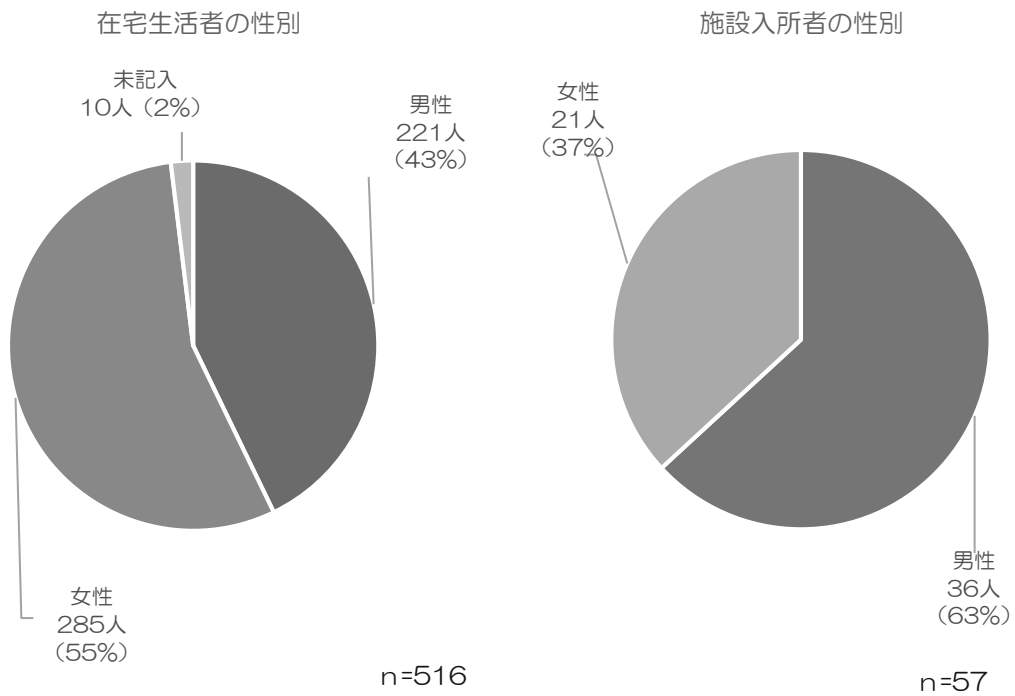
② 調査対象者の年齢

調査対象者の年齢は 10 歳未満から 90 代まで幅広いですが、在宅生活者では 60~80 代が多い状況でした。



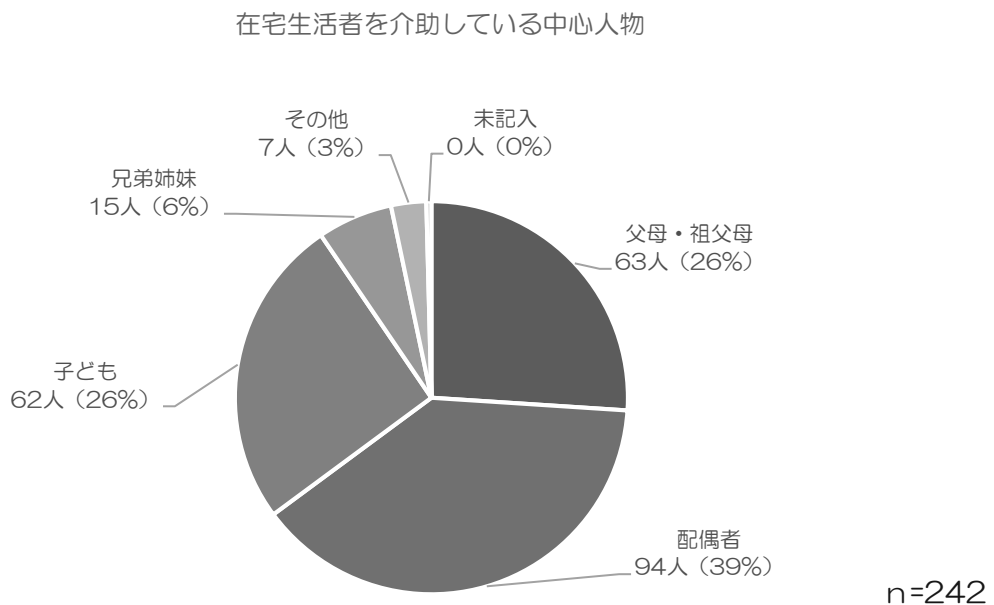
③ 調査対象者の性別

在宅生活者では 43%が男性、55%が女性で、施設入所者では 63%が男性、37%が女性でした。



④ 家族の中で介助している中心人物

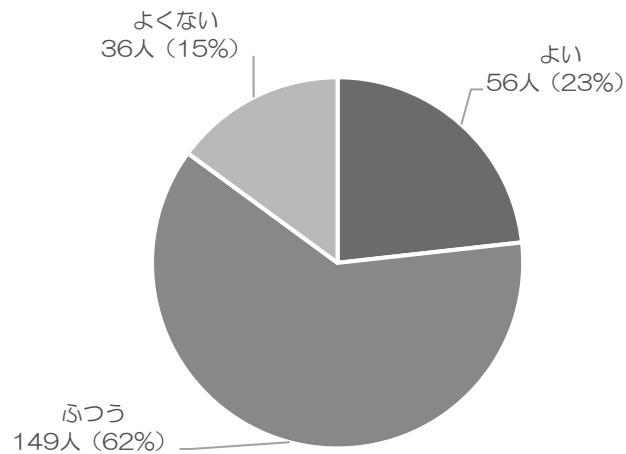
調査対象者を介助している家族でその中心人物となっているのは「配偶者」が 39%と最も多く、次いで「父母・祖父母」、「子ども」が 26%でした。



⑤ 介助の中心人物の健康状態

介助の中心人物の 15% の人は健康状態が「よくない」と回答していました。

在宅生活者の介助者の健康状態

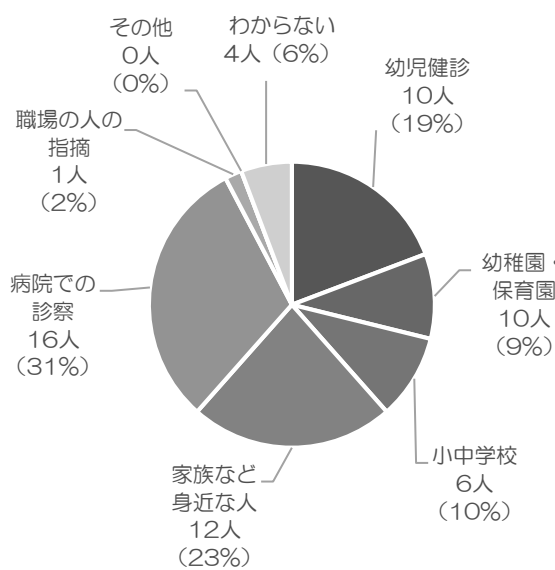


n=242

⑥ 発達障がいが明らかになったきっかけ

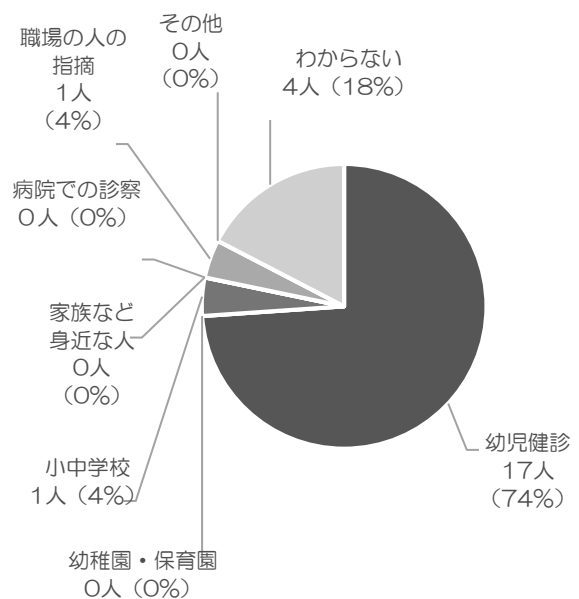
「幼児健診」や「幼稚園・保育園」による早期診断が多い一方で、「小中学校」や「職場」での指摘もありました。

在宅生活者



n=47

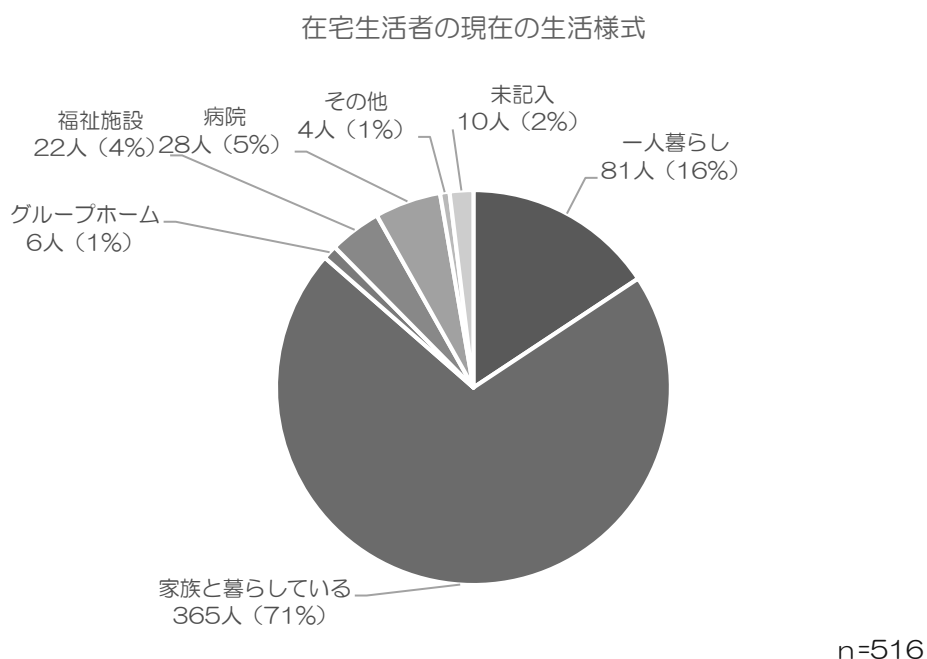
施設入所者



n=23

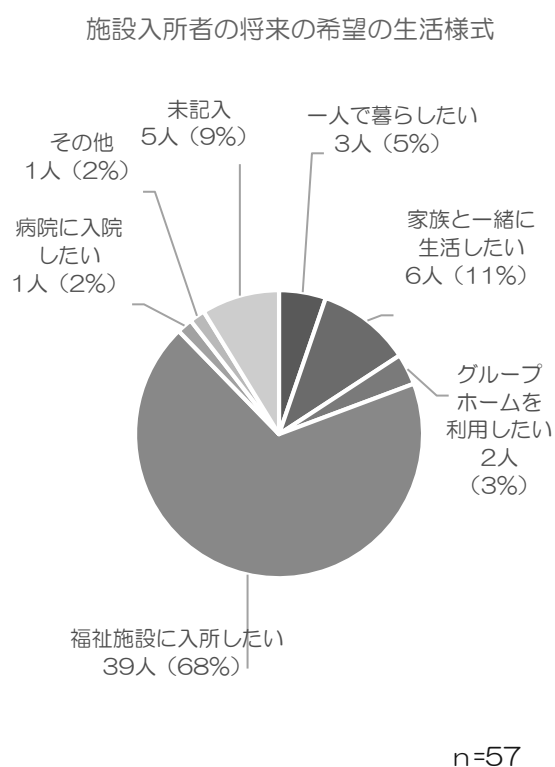
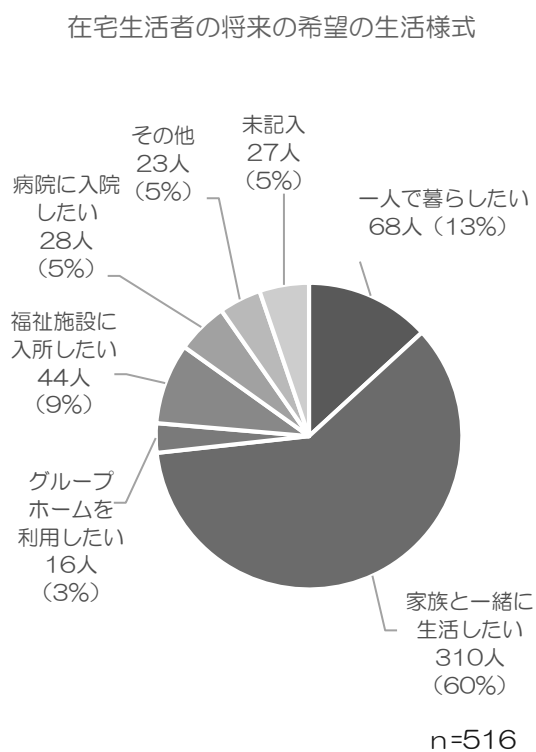
⑦現在の生活様式

在宅生活者の71%が「家族と同居」、16%が「一人暮らし」でした。



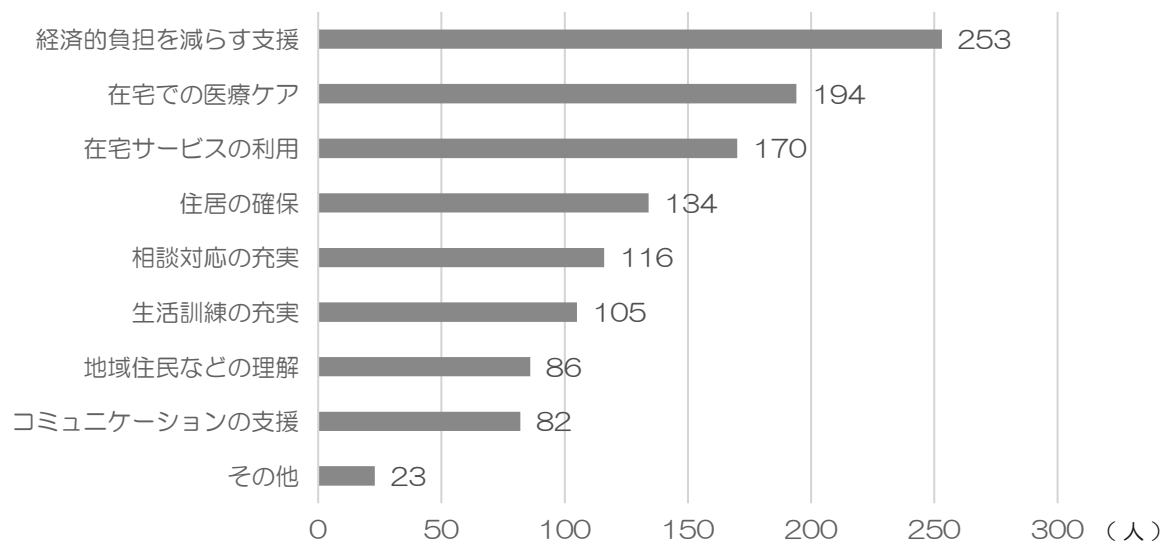
⑧将来の希望の生活様式

在宅生活者の76%が「一人暮らし」、「家族との同居」、「グループホーム」といった在宅での生活継続を希望し、施設入所者の19%も在宅生活を希望していました。



⑨ 在宅生活の継続や開始のために必要な支援（複数回答）

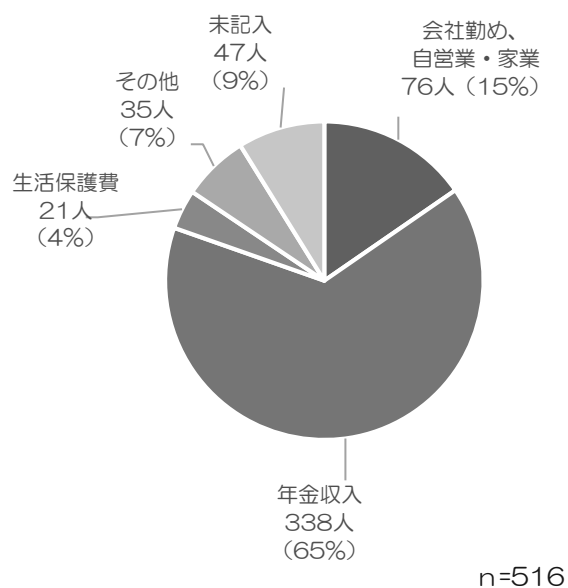
在宅生活の継続や開始のために必要な支援として、「経済的負担を減らす支援」が最も多く、次いで、「在宅での医療ケア」、「在宅サービスの利用」、「住居の確保」などの基盤整備が多く挙がりました。また、「相談対応や生活訓練の充実」といった支援サービスも求められていました。



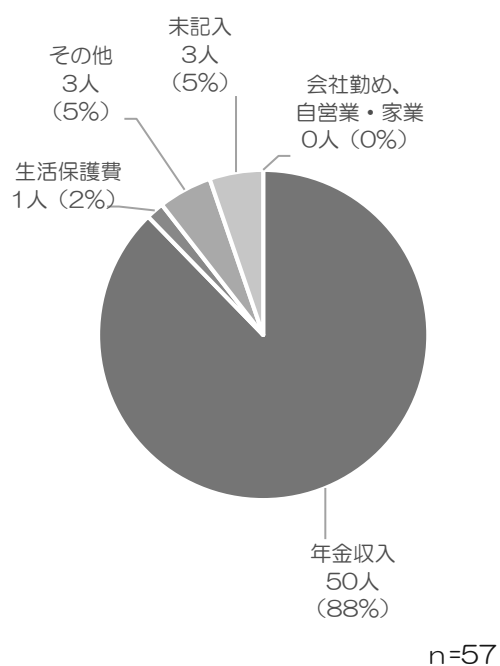
⑩ 主な収入について

在宅生活者、施設入所者ともに、主な収入は「年金」でした。

在宅生活者の主な収入



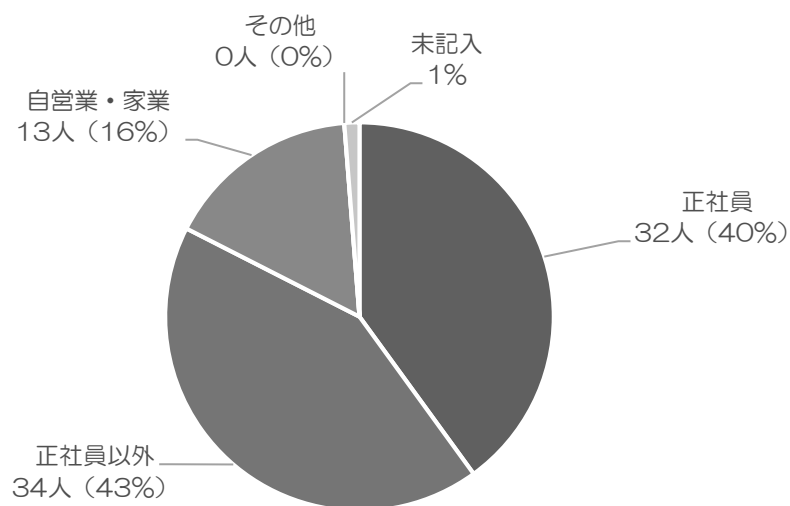
施設入所者の主な収入



⑪雇用形態

在宅生活者のうち、「会社勤め、自営業・家業」と回答した方の雇用形態は、「正社員以外」が43%でした。

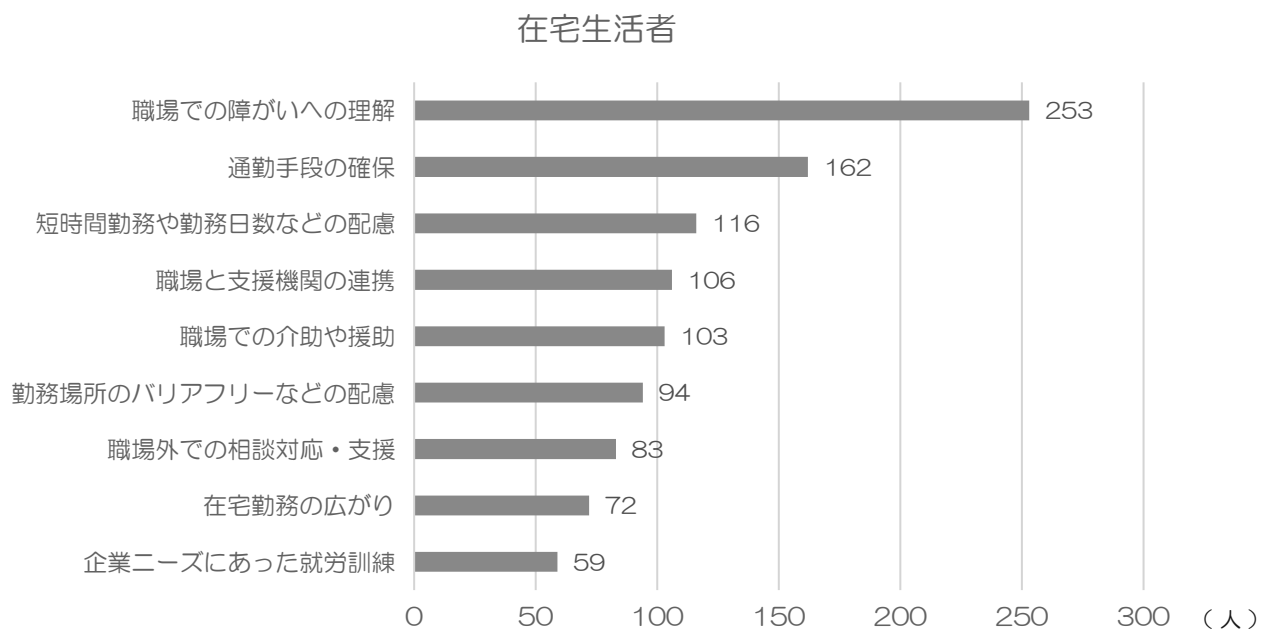
会社勤め、自営業・家業と答えた方の雇用形態



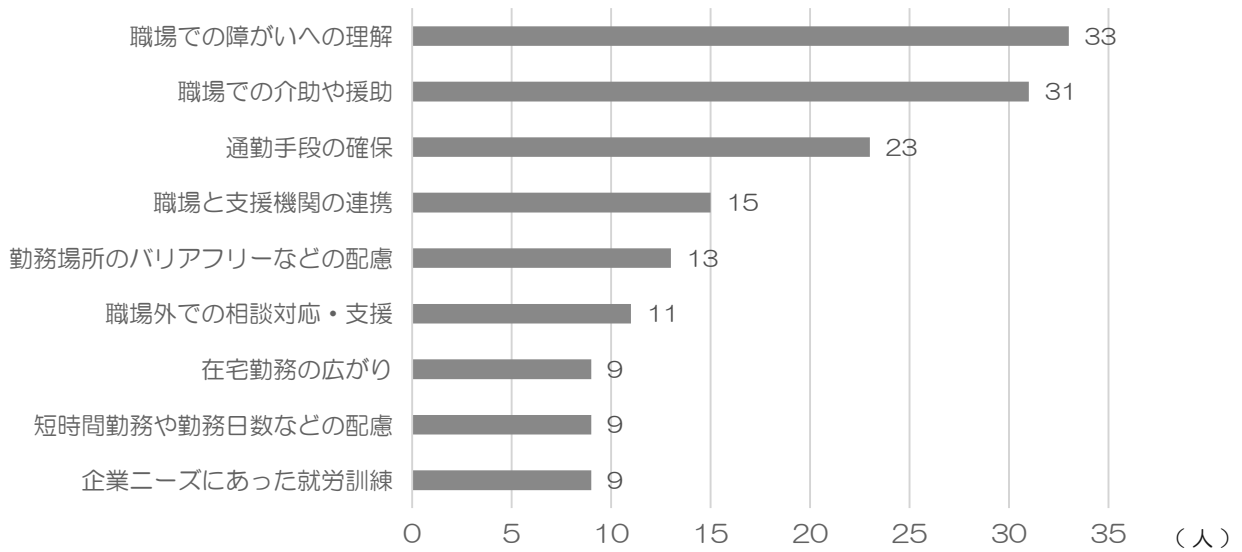
n=80

⑫障がい者が働くために必要なこと（複数回答）

障がい者の雇用を促進するためには、「職場の障がいへの理解」が最も多い回答でした。

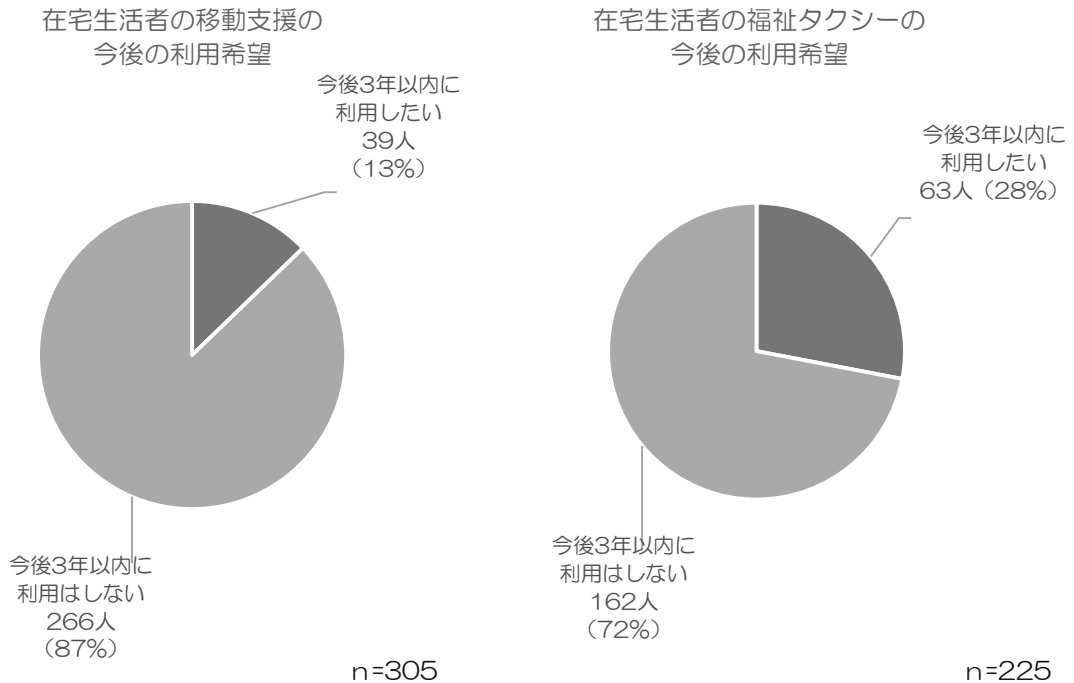


施設入所者



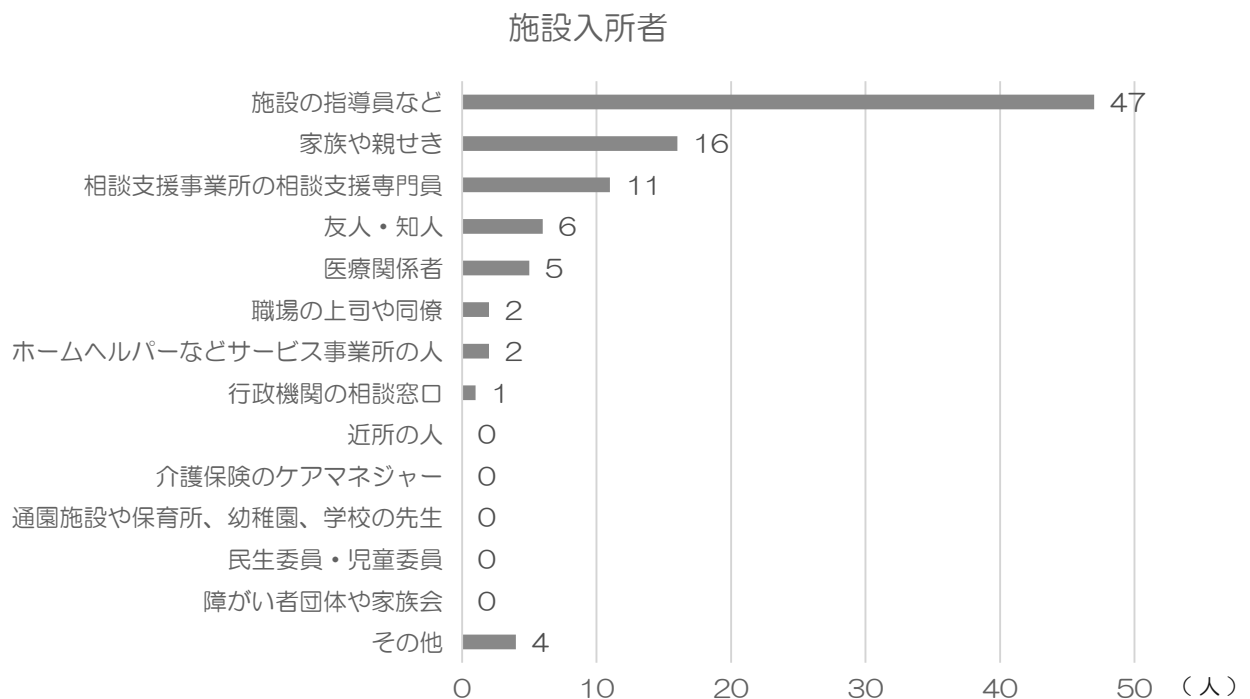
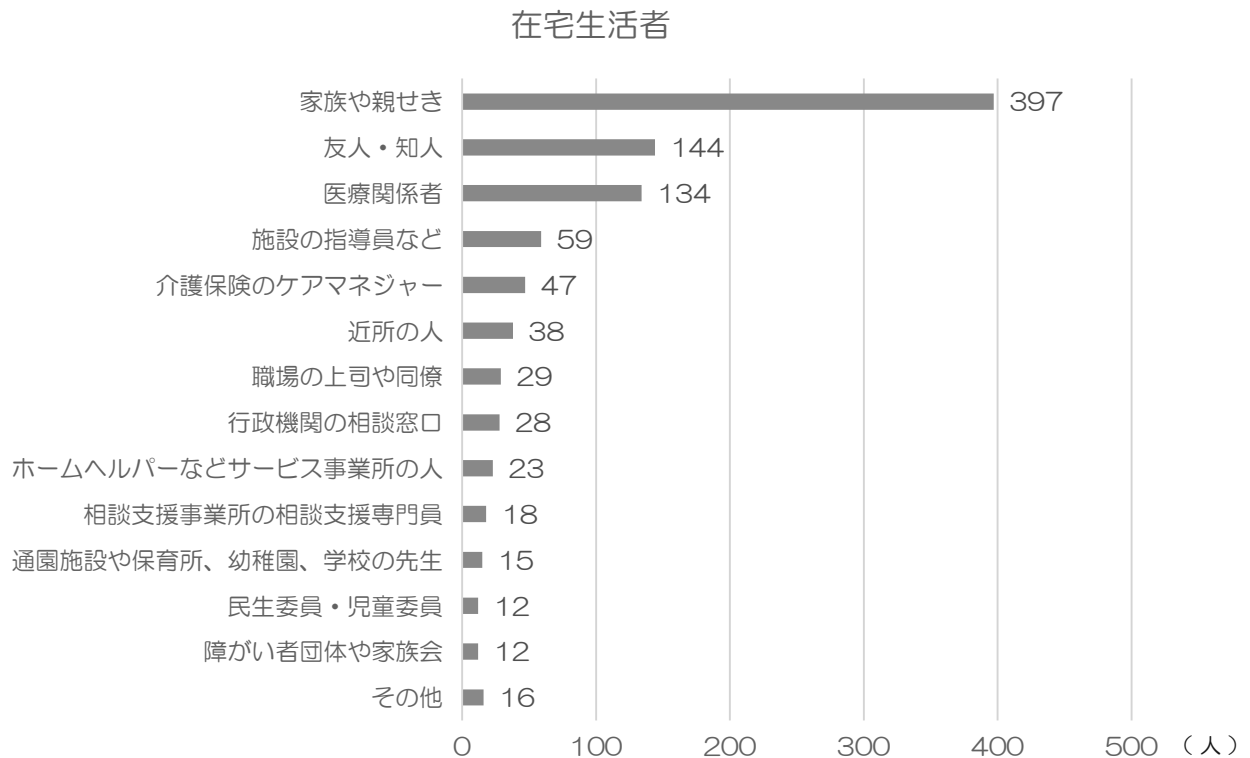
⑬ 在宅生活者の障がい福祉サービスの今後の利用希望

在宅生活者の 13% が移動支援を、28% が福祉タクシーを今後 3 年以内に新たに利用したいと考えていました。



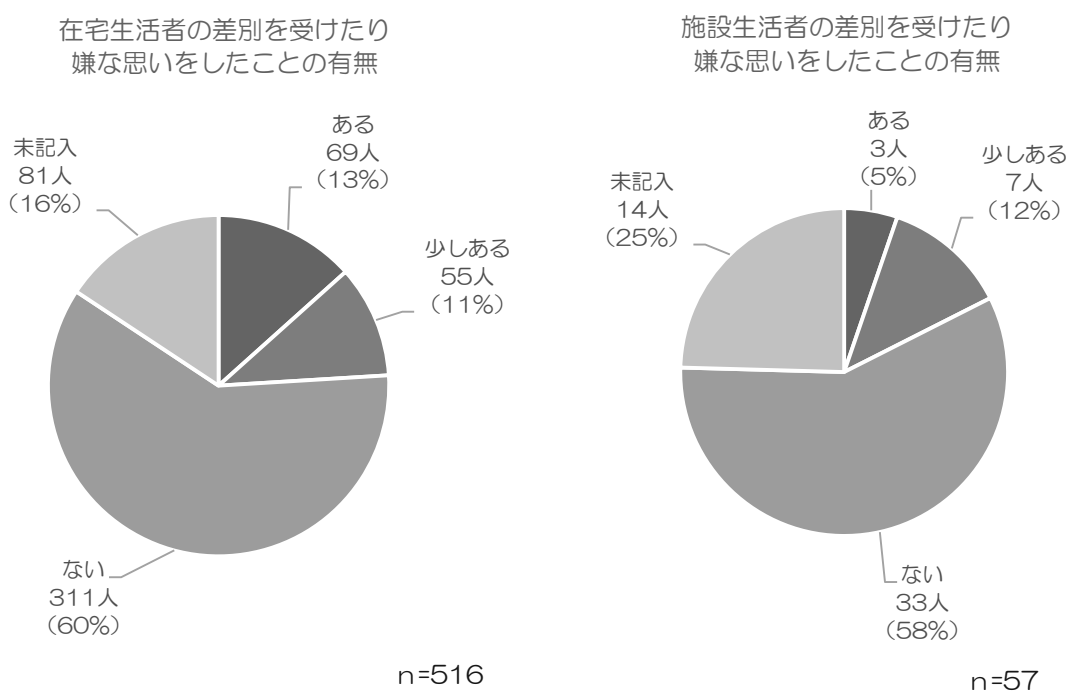
⑭ 悩みや困ったことの相談相手（複数回答）

在宅生活者の悩みや困ったことの相談相手は、「家族や親せき」が最も多く、次いで「友人・知人」、「医療関係者」の順でした。施設入所者は、「施設の指導員など」が最も多い相談相手でした。



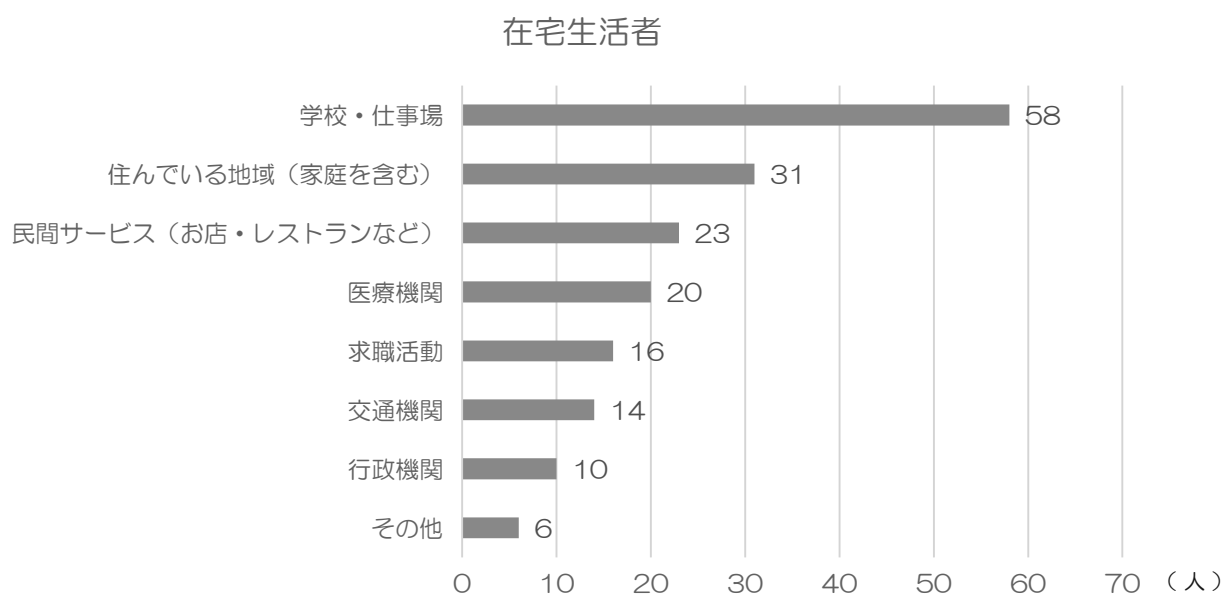
⑮障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことの有無

在宅生活者の 24%、施設入所者の 17%が、差別を受けたり嫌な思いをした経験がありました。

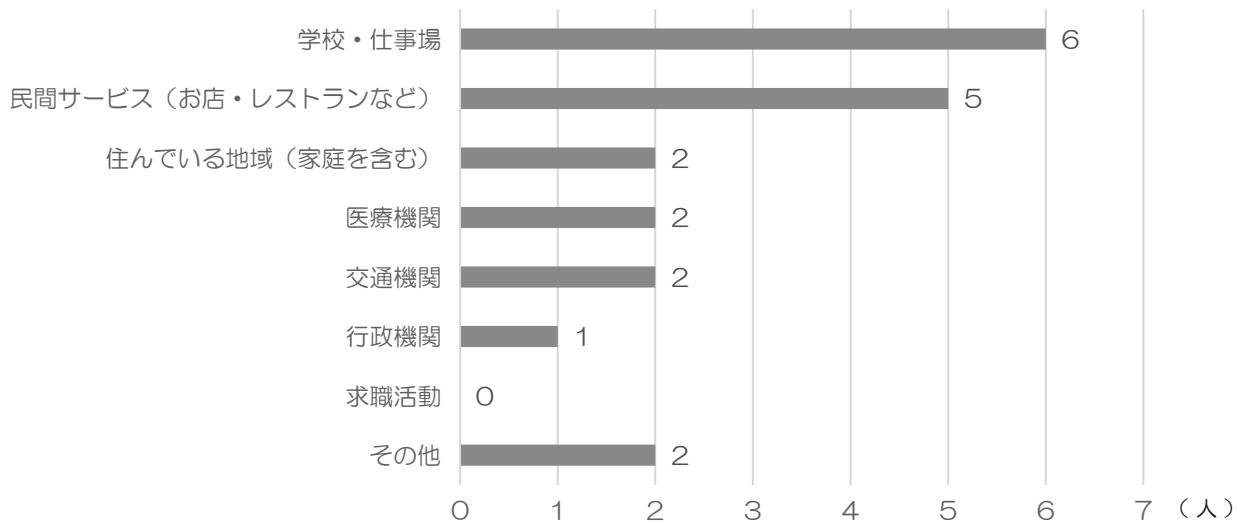


⑯差別や嫌な思いをした場所（複数回答）

差別や嫌な思いをした場所は、在宅生活者、施設入所者とも、「学校・仕事場」が最も多く、次いで「住んでいる地域」、「民間サービス」が多い回答でした。



施設入所者

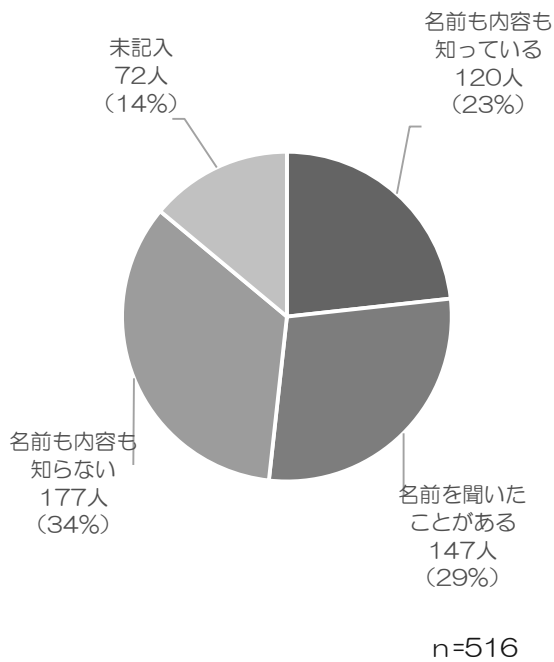


※回答者：⑮のうち「ある」「少しある」と回答した者

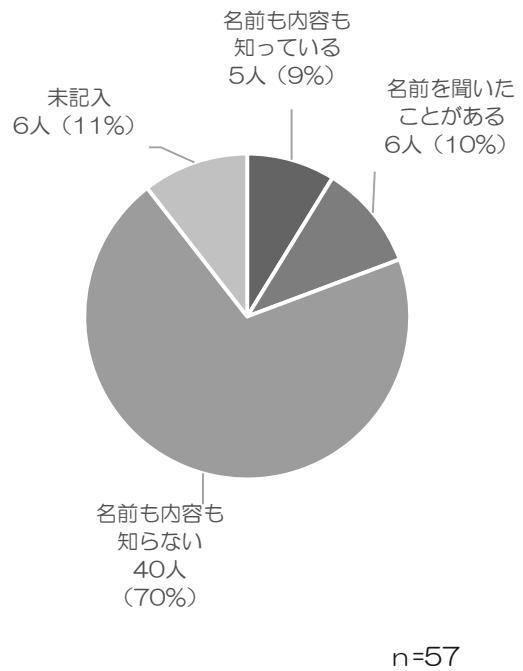
⑰ 成年後見制度の認知度

成年後見制度について「名前も内容も知らない」と回答した在宅生活者は34%、施設入所者は70%でした。

在宅生活者の成年後見制度の認知度

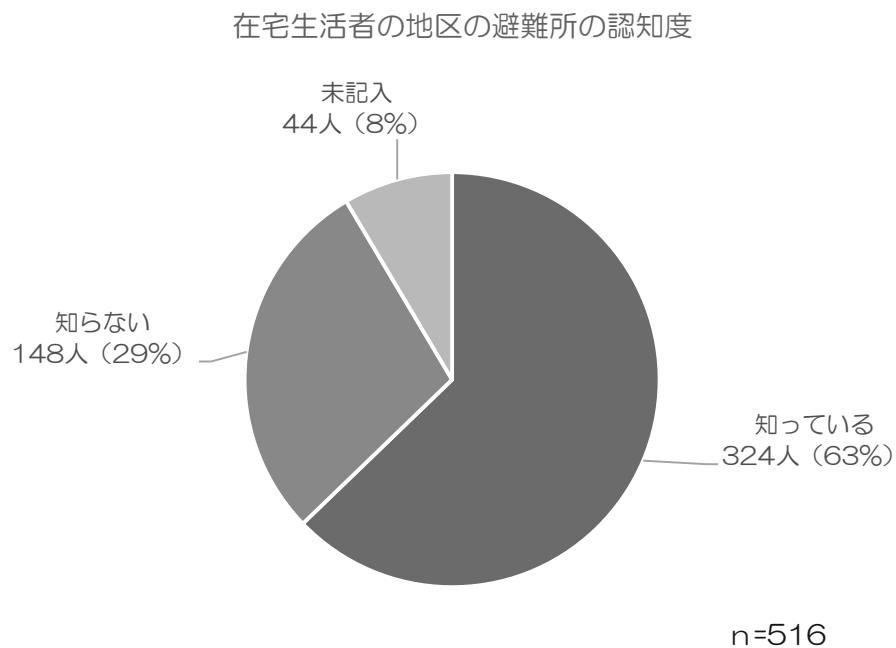


施設入所者の成年後見制度の認知度



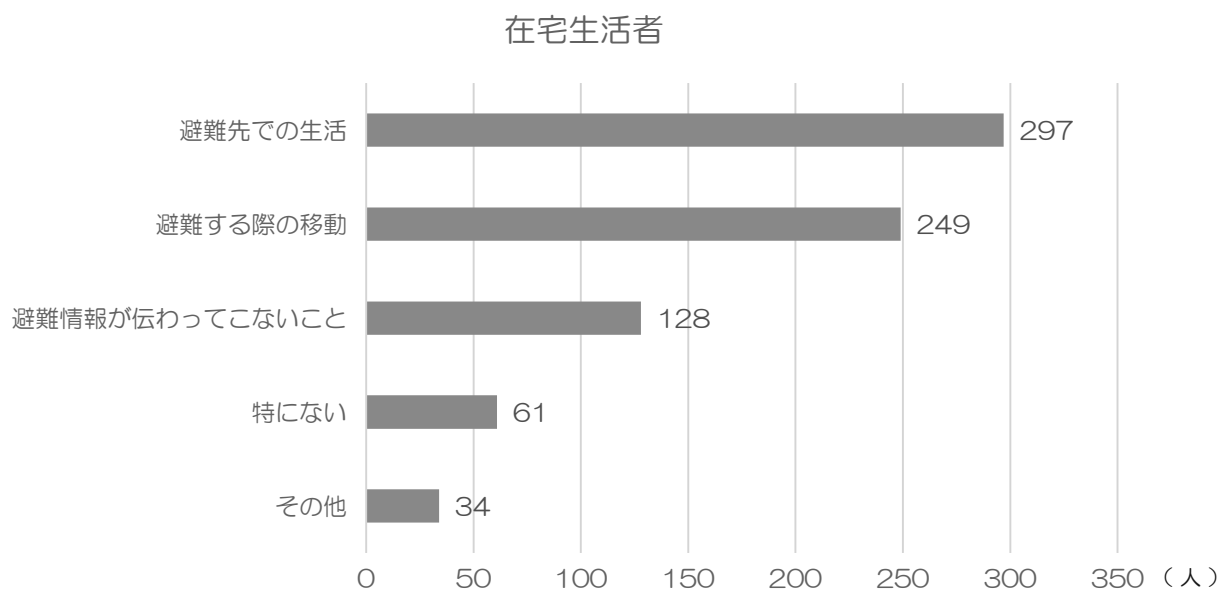
⑮ 地区の避難所の認知度

地区の避難所を「知っている」と回答した在宅生活者は63%、「知らない」と回答した在宅生活者は29%でした。

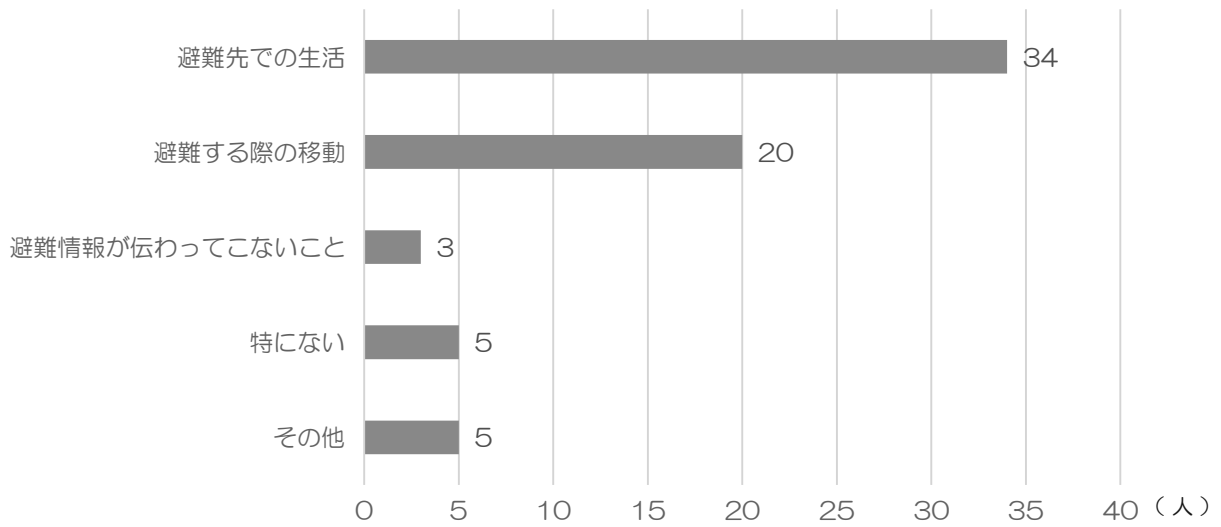


⑯ 災害が起こったときに不安なこと（複数回答）

災害時の不安で最も多い内容は、在宅生活者・施設入所者とも「避難先での生活」で、次いで「避難する際の移動」の順でした。



施設入所者

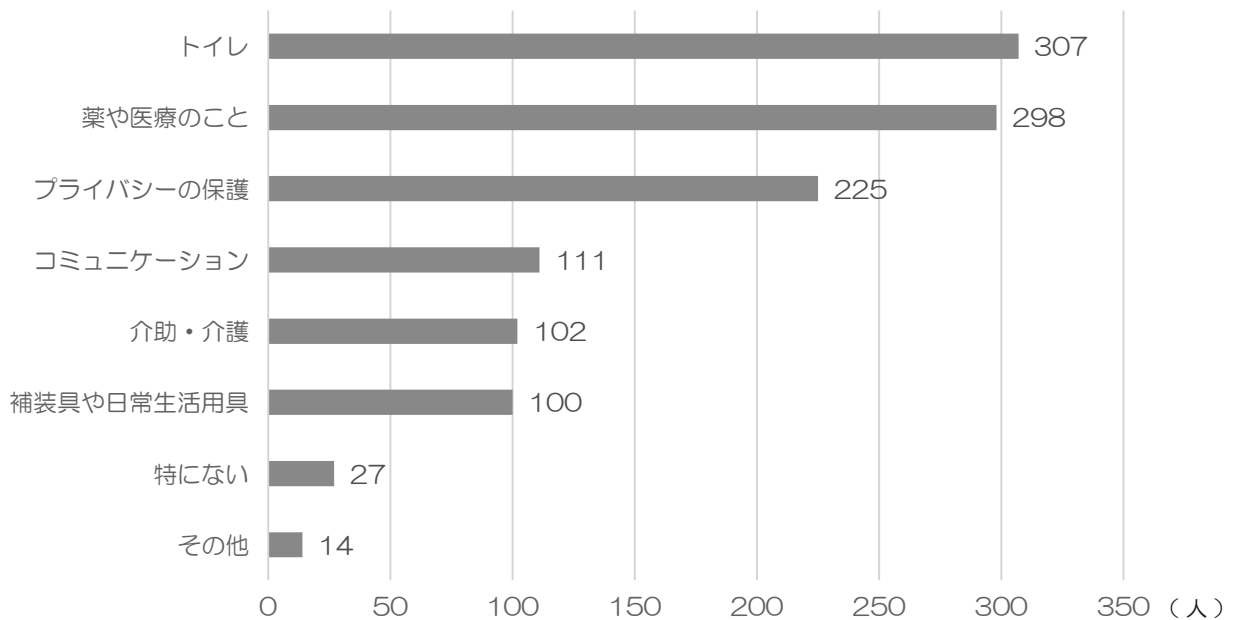


⑳災害時に避難所などで困ると思われること（複数回答）

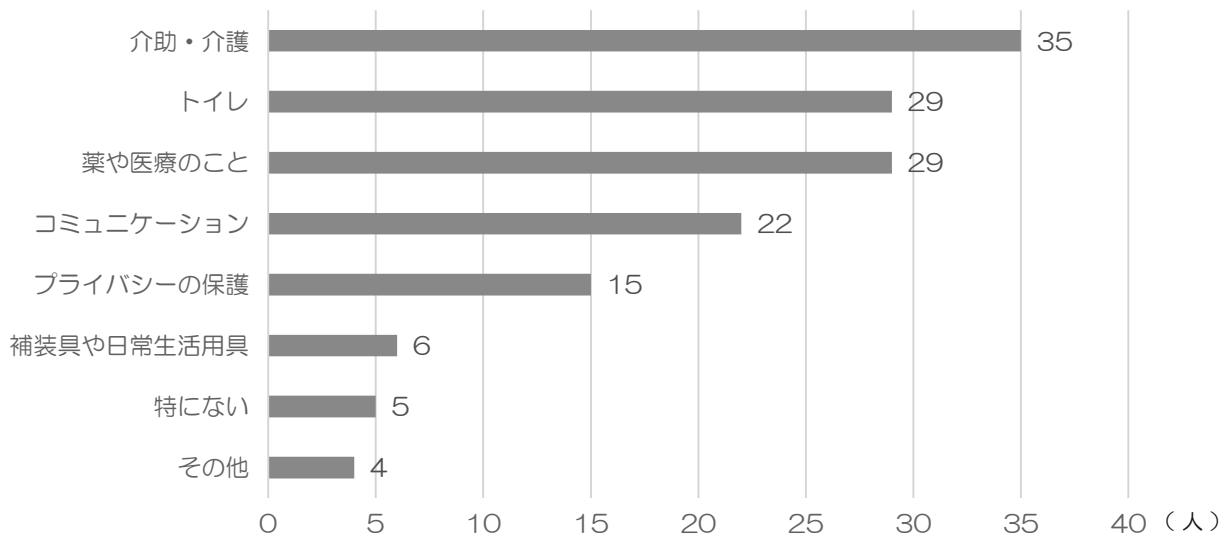
在宅生活者で、避難所で具体的に困る内容は、「トイレ」が最も多く、次いで「薬や医療のこと」、「プライバシーの保護」の順でした。

施設入所者で、避難所で具体的に困る内容は、「介助・介護」が最も多く、次いで「トイレ」、「薬や医療のこと」でした。

在宅生活者



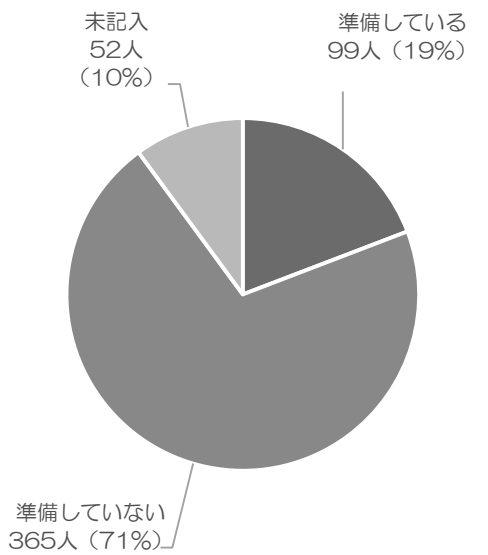
施設入所者



⑳ 災害時の準備の有無

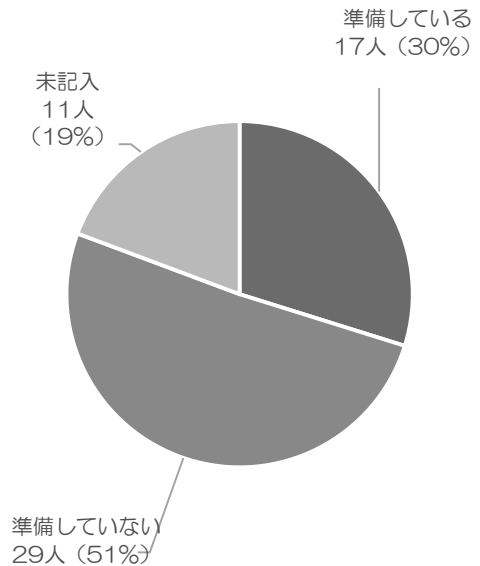
災害時の準備をしていない在宅生活者は 71%、施設入所者は 51%でした。

在宅生活者の災害時の準備の有無



n=516

施設入所者の災害時の準備の有無

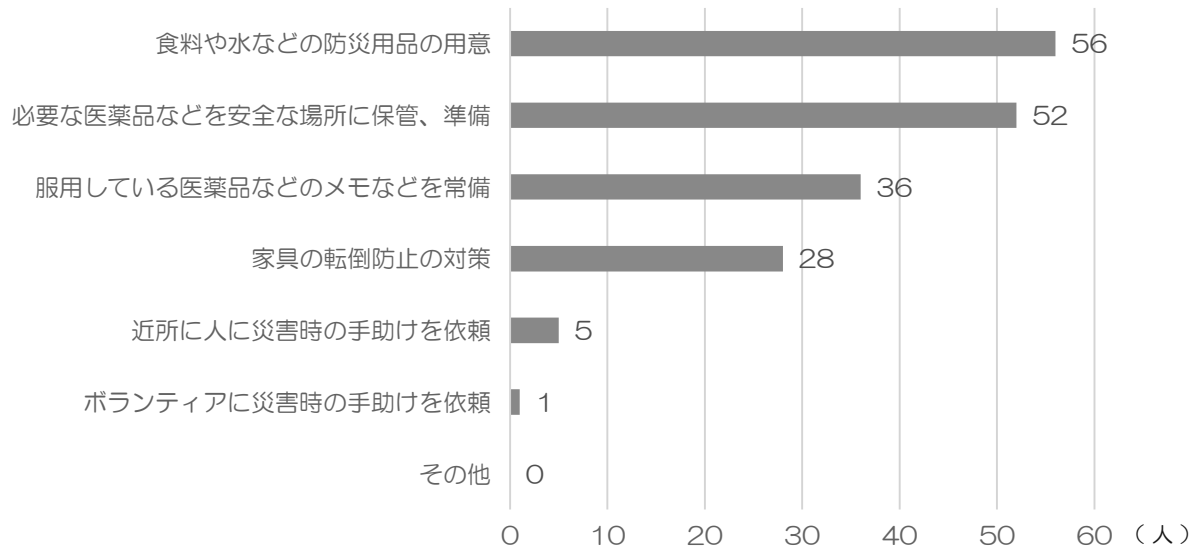


n=57

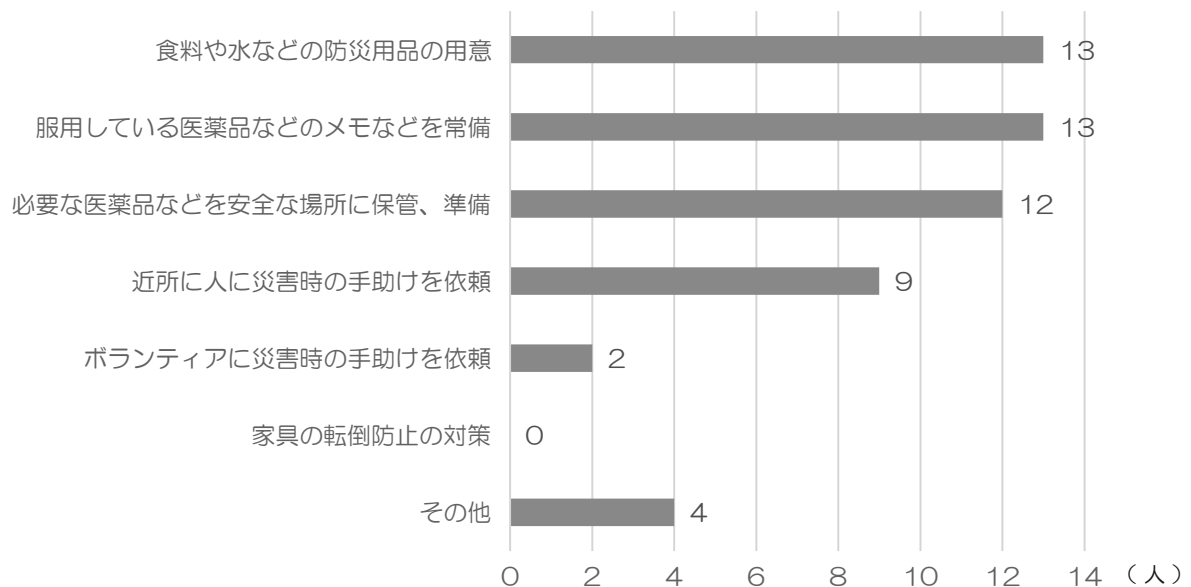
②災害時のために準備していること（複数回答）

準備している方の中での準備内容としては、「食料や水などの防災用品の用意」が最も多く、「必要な医薬品などを安全な場所に保管し、すぐに持ち出せるようにしている」、「服用している医薬品などが周りの方に分かるように、メモなどを常備している」が多い回答でした。

在宅生活者



施設入所者

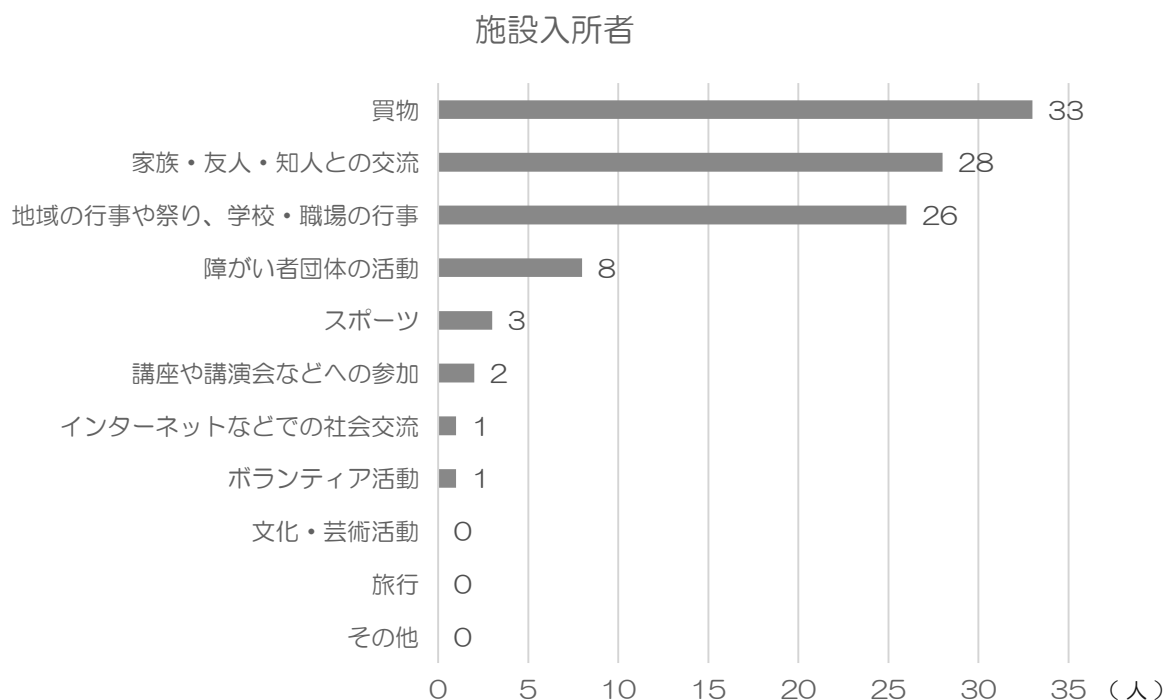
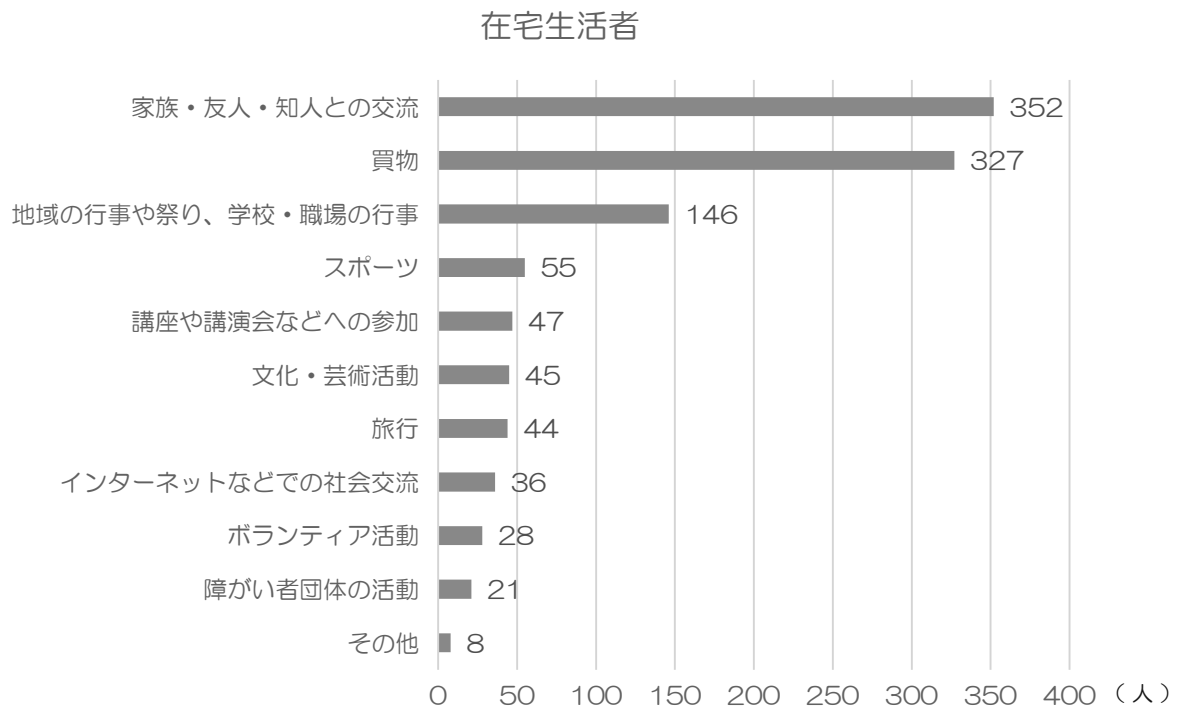


※回答者：②のうち「準備している」と回答した者

㊸最近 1 か月以内に参加した社会参加（複数回答）

1 か月以内に参加した社会参加は、在宅生活者では、「家族・友人・知人との交流」が最も多く、次いで、「買物」、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」の順でした。施設入所者では、「買物」が最も多く、次いで、「家族・友人・知人との交流」、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」の順でした。

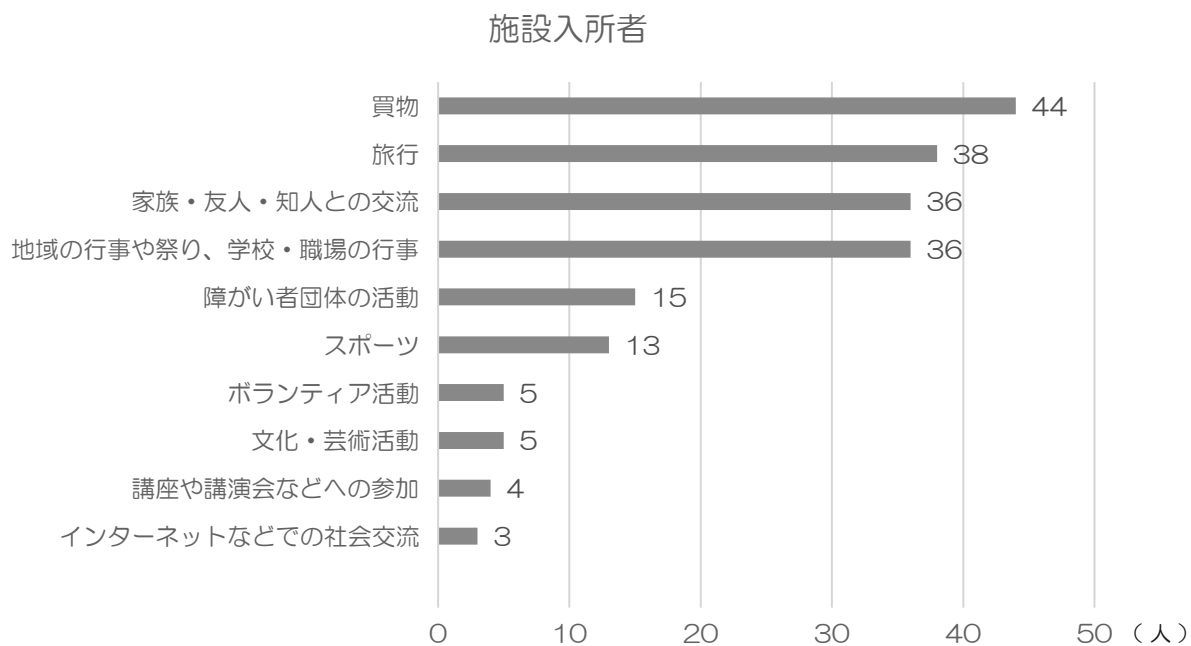
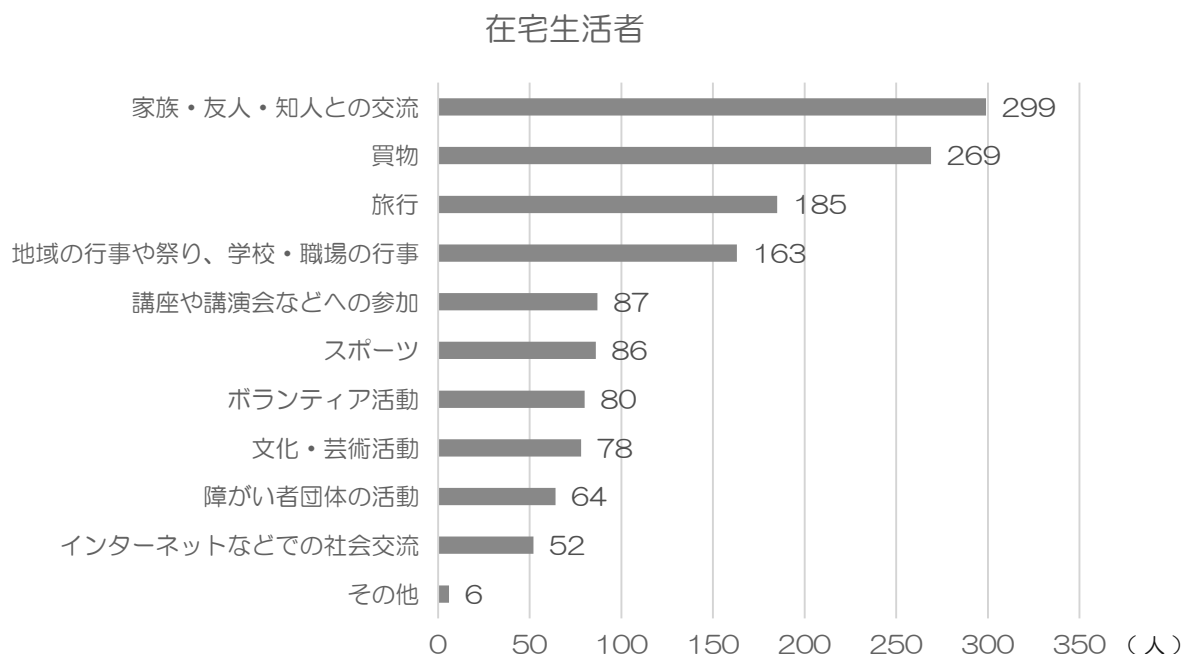
在宅生活者、施設入所者合わせて、1 か月以内に「スポーツ」を行った方は 58 人、「文化・芸術活動」を行った方は 45 人いました。



⑭ 今後参加したい、参加し続けたい社会参加（複数回答）

今後参加したい、参加し続けたい社会参加としては、在宅生活者では、「家族・友人・知人との交流」が最も多く、次いで、「買物」、「旅行」の順でした。施設入所者では、「買物」が最も多く、次いで、「旅行」でした。

今後参加したい、参加し続けたい社会参加の中で、在宅生活者、施設入所者合わせて、「スポーツ」は 99 人、「文化・芸術活動」は 83 人いました。

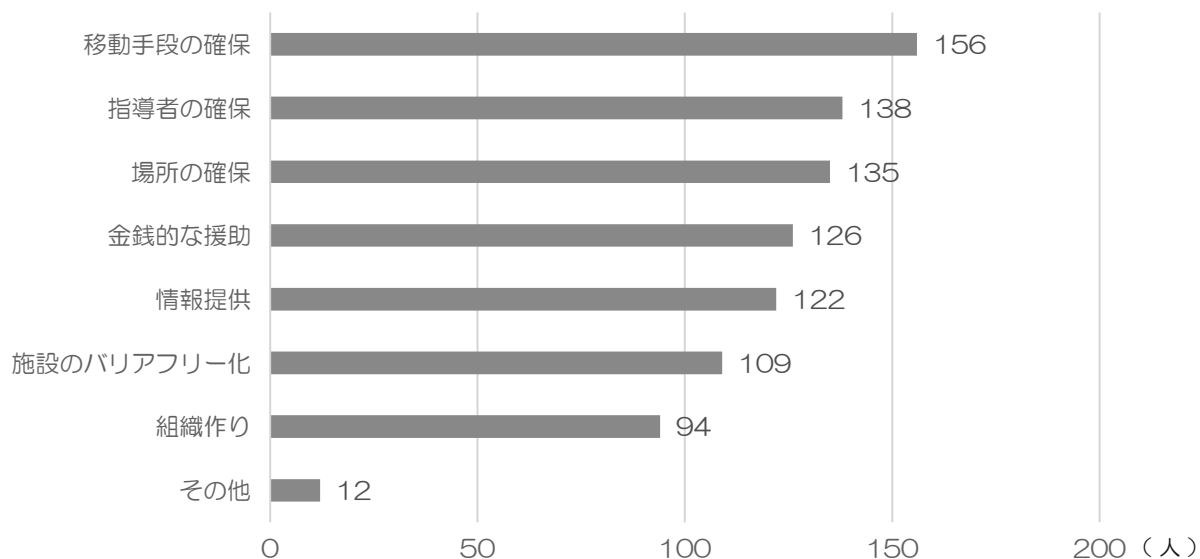


⑫ 障がい者のスポーツや文化・芸術活動を推進するために必要なもの
 (複数回答)

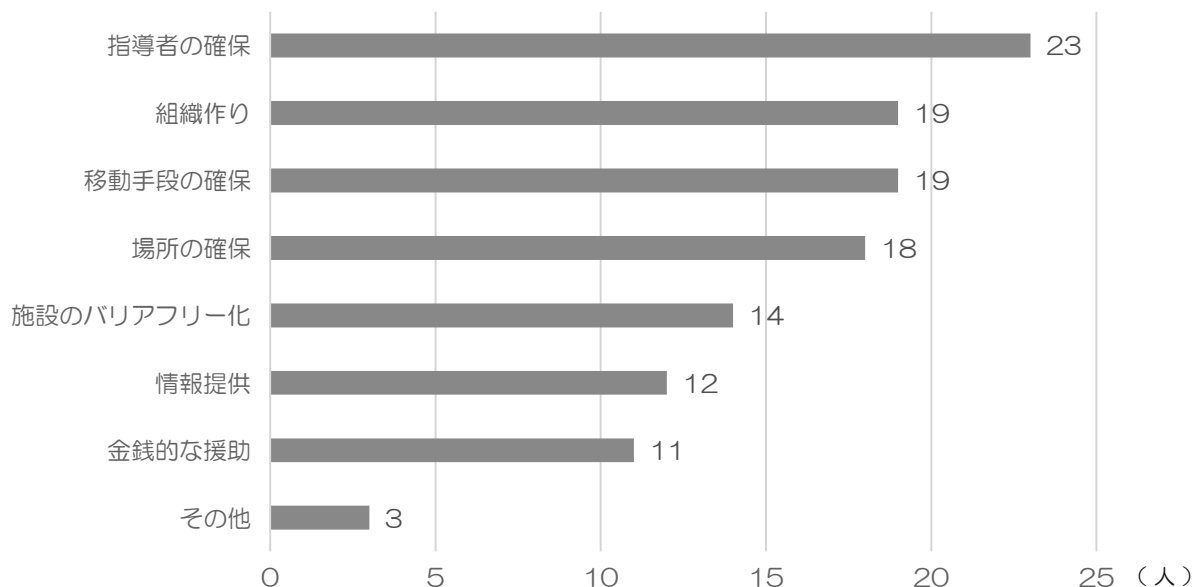
障がい者のスポーツを推進するためには、在宅生活者では、「移動手段の確保」が最も多く求められており、次いで「指導者の確保」、「場所の確保」の順でした。施設入所者では、「指導者の確保」が最も多く求められていました。

<スポーツ・レクリエーション>

在宅生活者

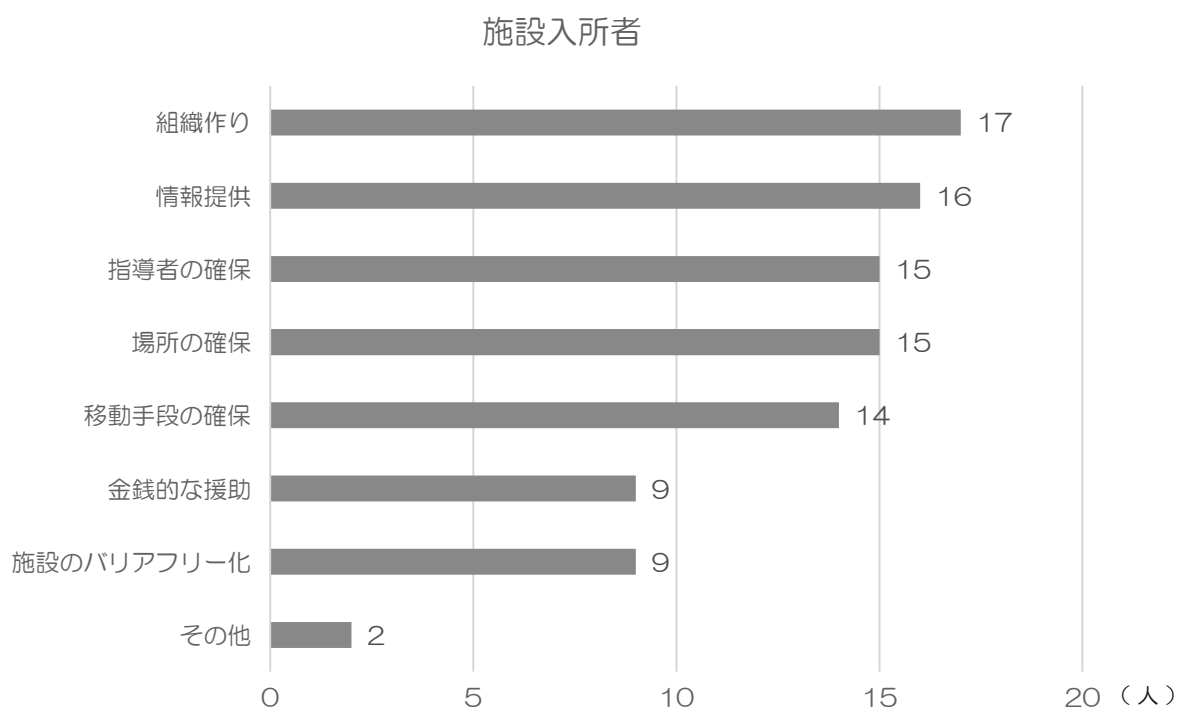
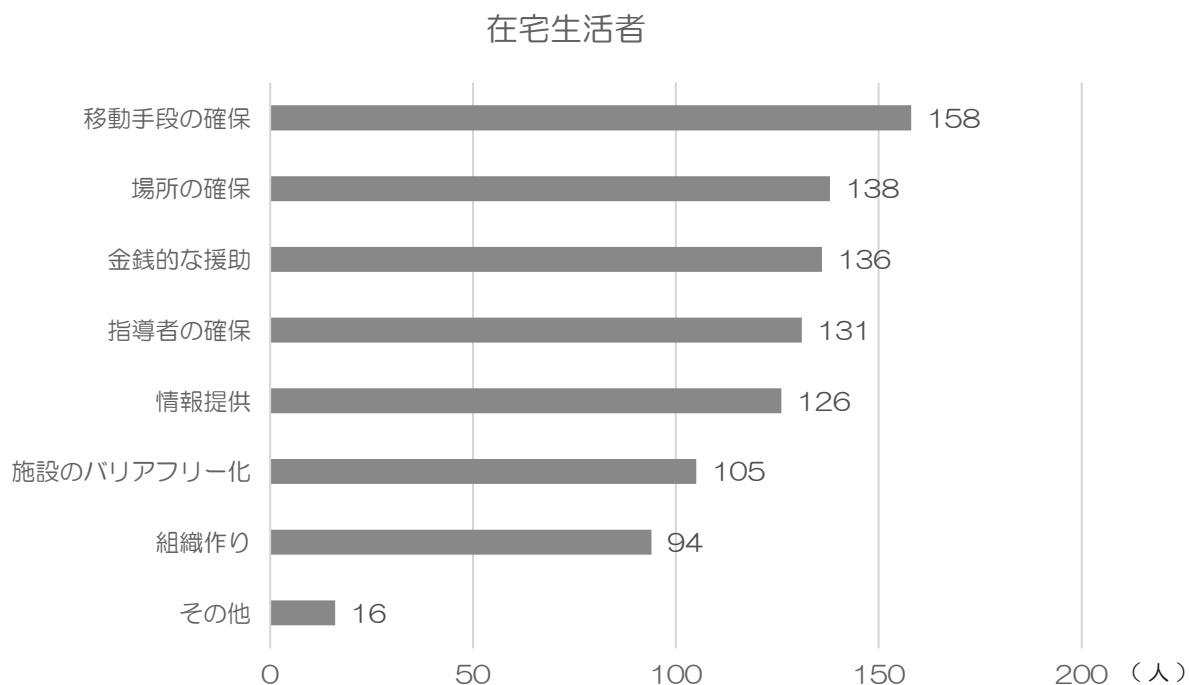


施設入所者



<文化・芸術活動>

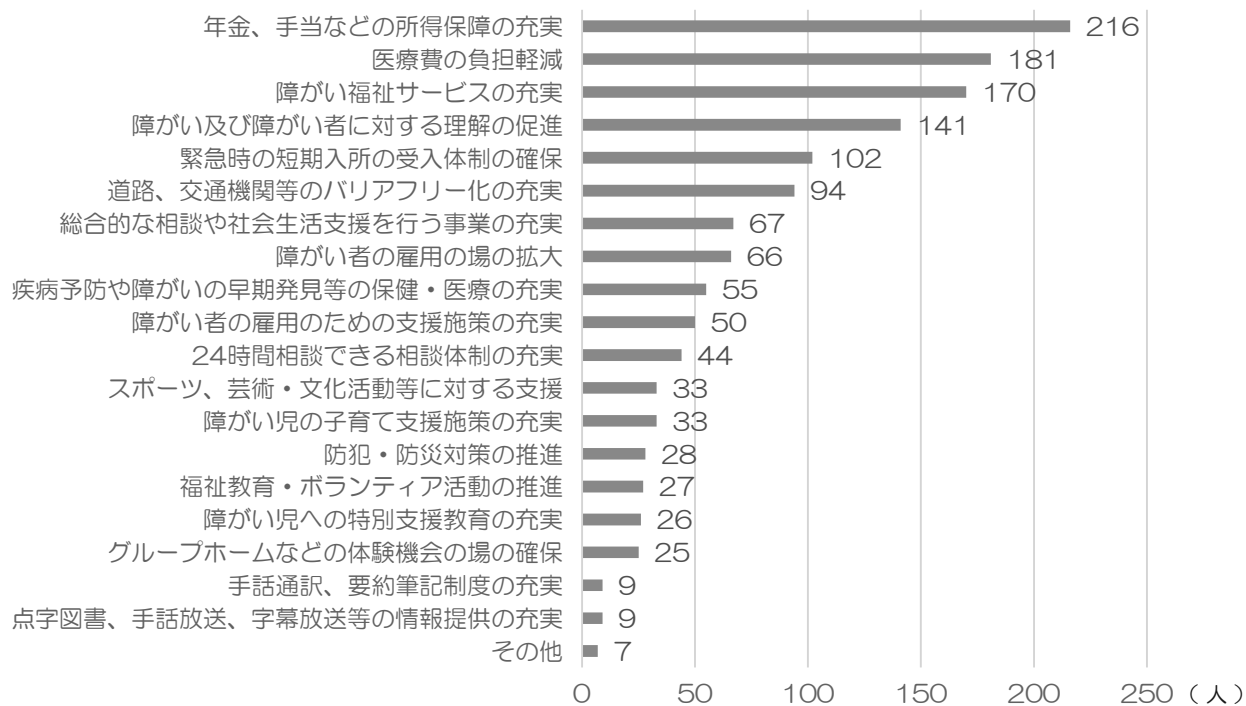
障がい者の文化・芸術活動を推進するためには、在宅生活者では、「移動手段の確保」が最も多く求められており、次いで「場所の確保」、「金銭的な援助」の順でした。施設入所者では、「組織作り」が最も多く求められていました。



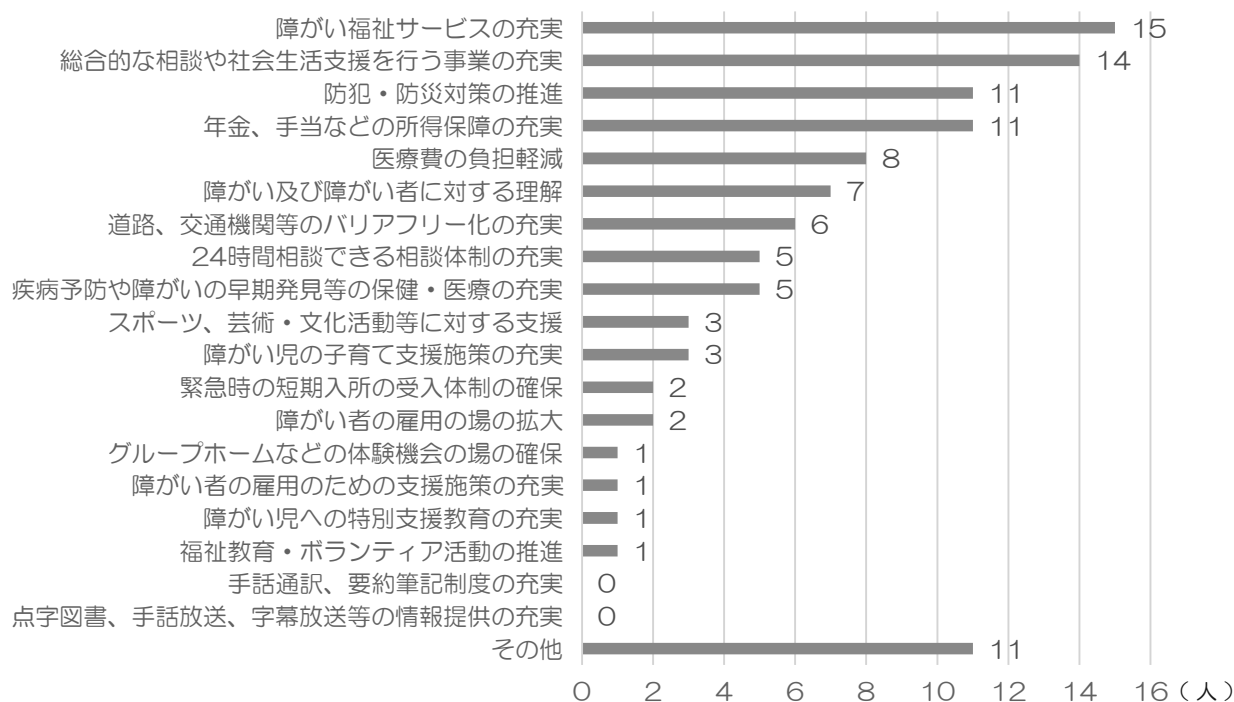
㊫ 今後、充実を望む福祉施策（複数回答）

今後、充実を望む福祉施策としては、在宅生活者では「年金、手当などの所得保障の充実」が最も多く、次いで「医療費の負担軽減」、「福祉サービスの充実」の順でした。施設入所者では、「障がい福祉サービスの充実」が最も多い回答でした。

在宅生活者



施設入所者



第3章 障がい者計画の基本目標と基本方針

1 基本目標

『障がいのある方が安心して自立できる環境づくり』

2 基本方針

●就労・自立・参加の支援

障がいのある方が、生涯を通じて、就労をはじめとした様々な社会経済活動に積極的に参加し、個性を發揮しながら、地域でいきいきと暮らすことができる社会を目指します。

●主体性・選択性の尊重

障がいのある方が、一人ひとりのライフスタイルに応じ、多様な選択肢の中から、自らの生活を自らの意思で選択・決定していくことができる社会を目指します。

●地域での協働・支え合い

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができ、思いやりの心に満ちた、ふれあい豊かで、みんなが協働し、支え合う社会を目指します。

3 施策体系

基本事業	具体的な推進方向
<p>I 障がい福祉サービスの充実</p>	<p>1 障がい福祉サービス事業</p> <p>(1) 障がい福祉サービスの充実</p> <p>(2) 地域生活への移行支援</p> <p>(3) サービス提供体制の確保</p> <p>(4) 権利擁護の推進</p> <p>(5) 介助者支援の充実</p> <p>2 障がい者(児)の地域生活支援事業</p> <p>(1) 地域生活支援事業の充実</p> <p>(2) 地域生活支援拠点の整備</p> <p>(3) 日中活動の場の充実</p> <p>(4) 防災、防犯支援体制の確保</p> <p>3 障がい者(児)の保健・医療の充実事業</p> <p>(1) 早期の気づき・早期療育の推進</p> <p>(2) 自立支援医療 (更生医療・育成医療・精神通院医療)の給付</p> <p>(3) その他の保健・医療の充実</p>
<p>II 障がい者が安心して暮らせる地域づくり</p>	<p>4 障がい者(児)の社会参加促進事業</p> <p>(1) 社会参加促進事業</p> <p>(2) 障がい者団体への支援</p> <p>(3) 障がい者スポーツ、文化芸術の振興</p> <p>5 バリアフリー推進事業</p> <p>(1) 障がいや障がい者への理解の促進</p> <p>(2) ユニバーサルデザインに配慮した まちづくりの推進</p> <p>(3) 地域共生社会を目指したまちづくりの推進</p>

第4章 施策推進の方向

I 障がい福祉サービスの充実

障がいのある方やその家族が安心して地域の中での自立生活が送られるよう、障がい福祉サービス、地域生活支援、保健・医療の提供量の確保を図り、支援体制の充実を図ります。

1 障がい福祉サービス事業

(1) 障がい福祉サービスの充実

【現状と課題及び対応方向】

ア 障がい者が住み慣れた地域で自分らしく心豊かに暮らし続けることができるよう、在宅福祉サービスや地域での日中活動の場を充実し、障がい者の自立した生活を支援していくことが求められています。

相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所と連携を図り、障がいの特性や一人ひとりのニーズを把握した上で、適正なサービスの提供を行う必要があります。

アンケート調査結果⑧⑭から・・・

在宅生活者の76%が「一人暮らし」、「家族との同居」、「グループホーム」といった在宅での生活継続を希望し、施設入所者の19%が在宅生活を希望していました。

在宅生活者の悩みや困ったことの相談相手は、「家族や親せき」が最も多く、次いで「友人・知人」、「医療関係者」の順でした。施設入所者は、「施設の指導員など」が、最も多い相談相手でした。

《対応方向》

適切な障がい福祉サービスの提供

支援内容が多様化する中、障がい者が個々の状態に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携を図り、個別支援計画に基づいたサービスが提供できるように努めます。

イ 障がいの重度化・重複化や障がい者の高齢化が進む中、障がい者に適切なサービスが提供される必要があります。

「身体障害者手帳」所持者は 65 歳以上の方が 75%を超えており、高齢化が進んでいます。介助者の高齢化も進み、健康問題など家庭での介助力の低下が危惧されます。

在宅の重度・重複障がい者（児）が、家族と地域で安心して暮らせるよう、短期入所などサービスの充実を図る必要があります。

アンケート調査結果④⑤から・・・

介助している家族でその中心となっているのは、「配偶者」が 39%と最も多く、次いで「父母・祖父母」、「子ども」が 26%でした。

介助の中心人物の 15%の方は、健康状態が「よくない」と回答していました。

《対応方向》

重度・重複障がい者（児）への対応

重度・重複障がい者（児）の障がい重度化・重複化に対応した福祉サービスの提供を図ります。

ウ 65 歳以上の障がい者への支援は、障がい福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合、介護保険サービスの利用が優先されることになっています。高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合、障がい福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限額が異なることや、これまで利用していた障がい福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用しなければならないという状況があります。

障がい者の高齢化が進む中、介護保険で提供される介護サービスと障がい者支援で提供される福祉サービスについて連携を図り効果的なサービスを提供するための調整が必要です。

《対応方向》

介護保険制度との調整

介護を必要とする高齢の障がい者等を支援するため、介護保険制度における訪問介護、通所介護、短期入所などの各種サービスへのスムーズな移行のための調整を図ります。

エ 障がい者の雇用の促進については、ノーマライゼーションの理念の浸透により改善がみられます。

障がい者の雇用の促進するためには、職場の障がいへの理解が欠かせない状況にあります。

平成 29 年度（2017 年度）の県内雇用率は 2.56%、宇部公共職業安定所（ハローワーク宇部）管内（宇部市、山陽小野田市、美祢市）の雇用率は 2.15%と「障害者法定雇用率」の 2.0%を上回っています。

能力や適性に依じていきいきと働き、自立した生活を送ることが

できるように障がい者の一般就労を促進するため、障がい者に対し一般就労や雇用支援策に関する情報提供を行う必要があります。

※ノーマライゼーション：障がい者も健常者と同様の生活ができるように支援するべきという考え方

アンケート調査結果⑩⑪⑫から・・・

障がい者の主な収入は年金でした。

また、在宅生活者のうち、「会社勤め、自営業・家業」と回答した方の雇用形態は、「正社員以外」が43%でした。

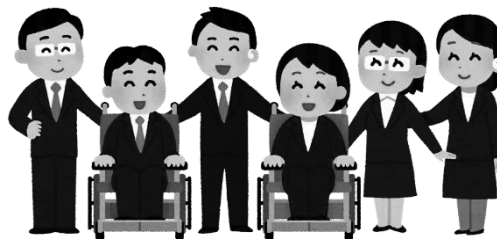
障がい者の雇用を促進するために必要なことは、「職場での障がいへの理解」が最も多い回答でした。

《対応方向》

就労に向けた支援

公共職業安定所との連携を図りながら、障がい者に対して、各種障がい者雇用支援制度等の周知に努めます。

障がい者の就労のニーズに対応し、公共職業安定所、「障害者就業・生活支援センター」、相談支援事業所等と連携を図りながら、障がい者の就労相談支援に努めます。



才 障がい者の一般就労への支援を進めていくとともに、福祉の就労の場の安定的な確保と工賃の底上げを図る必要があります。

市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労系事業所等からの物品の購入や役務の発注の促進に努めています。

《対応方向》

「障害者優先調達推進法」の推進

官公需にかかる受注機会の拡大や共同受注に取り組み、工賃の確保に努めます。

力 障がい福祉サービス事業所に対して研修会等を実施し、専門性の向上や事業所間の情報交換などを促進する必要があります。

《対応方向》

自立支援協議会定例会の開催

障がい福祉サービス事業者や相談支援事業所等の相互の情報交換による関係機関のネットワークの強化や資質の向上等を図ります。

(2) 地域生活への移行支援

【現状と課題及び対応方向】

ア 地域移行支援の障がい福祉サービスの利用の促進及び入所施設や精神科医療機関と連携して地域移行を促進しています。

施設入所者や退院可能な精神障がい者等に対しては、希望する地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、住居の確保等地域での安定した生活の継続を支援する体制の充実を図る必要があります。

アンケート調査結果◎から・・・

在宅生活の継続や開始のために必要な支援として、「経済的負担を減らす支援」が最も多く、次いで「在宅での医療ケア」、「在宅サービスの利用」、「住居の確保」などの基盤整備への回答が多くありました。また、「相談対応や生活訓練の充実」といった支援サービスも求められていました。

《対応方向》

①相談支援体制の充実強化

障がい者が地域で安心して地域生活を継続できるように地域定着支援を利用しながら、相談支援事業者を中心に関係機関と連携して、相談支援体制の充実強化を図ります。

②関係機関との連携による地域移行の推進

相談支援の実施に当たっては、その内容が多岐にわたるため、関係機関との連携を図ります。

施設や病院からの退所者等が地域生活へ円滑に移行できるよう、医療機関や障がい者支援施設等と連携を図り、地域移行の推進に取り組みます。

③地域生活支援体制の強化

病院等から在宅への移行や在宅生活の継続など、精神障がい者の社会参加に向けて、精神保健福祉に係るネットワークを構築し、地域生活の支援体制の強化を図ります。

また、自立訓練や地域移行支援、地域定着支援などの制度周知に努めます。

イ 障がい者が地域で安心して生活していくためには、障がい種別や程度に応じた住宅の改造やバリアフリー住宅の普及、確保が必要です。

《対応方向》

日常生活用具や住宅改修費用の助成

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障がい者が段差解消など住環境の改善を行う場合、移動用リフトなどの日常生活用具の購入費や「手すり」、「スロープ」などの住宅改修費を一部助成します。

(3) サービス提供体制の確保

【現状と課題及び対応方向】

ア 障がい者施策の流れが、入所施設中心の福祉から地域福祉、在宅福祉へと変わる中で、障がい者の高齢化や重度化に適切に対応できる在宅福祉サービスを提供していくことが求められています。

障がいの特性や一人ひとりの状況に適した効率的・効果的なサービスの提供や重度の障がい者に対するサービスの充実が必要です。

《対応方向》

①相談支援体制の強化

障がい者への相談支援体制を強化することにより、障がい者自らが必要なサービスを選択し、自立した生活を送れるよう支援の充実を図ります。

②支援体制の整備

個々の障がい者の様々なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実に努め、障がい者が豊かな地域生活を送れるような支援体制を整備します。

イ 地域移行後の居住の場として受け皿のひとつとなるグループホームについては、現在市内に2か所しかなく、整備状況は充分とはいえません。

また、医療的なケアを必要とする障がい者等、障がいに応じた受け入れ体制や在宅に向けたサービス提供基盤の整備が必要です。

《対応方向》

サービス提供体制の確保

施設や病院からの地域移行を希望する人について、グループホームへの入居など地域への移行を支援します。

住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、障がい福祉サービス事業所に対して「障害者福祉施設整備費補助対象事業」での整備補助制度を周知していきます。

県や関係機関と連携し、施設や病院からの退所者等が円滑に地域移行できるよう、医療的ケアが必要な重度障がい者の在宅生活を支援するサービスの提供体制の確保に努めます。

ウ 障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢別等の状況に応じて、身近な場所で提供できるように体制を整備する必要があります。

状況調査から・・・

平成29年度（2017年度）現在の医療的ケア児は1名で、医療的ケアの内容は在宅酸素療法や訪問リハビリ等でした。

《対応方向》

障がい児支援体制の整備

児童発達支援センターの設置や重症心身障がい児に対する支援体制の充実、また医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置など、地域における支援体制の整備の調整に努めます。

（4）権利擁護の推進

【現状と課題及び対応方向】

ア 障がい特性により判断能力が十分でないため、利用契約が困難であったり、身の回りのことや金銭管理ができなかったり、さまざまな問題を抱えている方が見受けられます。

市社会福祉協議会と連携を図りながら、福祉サービスの利用援助、金銭管理、書類の預かりサービスなど地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を実施していますが、今後も推進していく必要があります。

《対応方向》

地域福祉権利擁護事業の実施

地域で安心して生活できるよう、市社会福祉協議会と連携を図りながら事業を継続していきます。

イ 成年後見制度は、利用が必要であっても、申立てを行う時の手続きや金銭面での負担が大きいなど、制度の利用が困難な場合があります。

障がい者やその家族の高齢化に伴い、成年後見制度を必要とする事例が増えてくると考えられますが、認知度は低く、障がい者の権利擁護に関する制度の普及、啓発を図っていく必要があります。

アンケート調査結果⑰から・・・

成年後見制度について「名前も内容も知らない」と回答した在宅生活者は 34%、施設入所者は 70%でした。

《対応方向》

権利擁護に関する制度の普及啓発

障がい者の親亡き後を見据え、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度などの障がい者の権利擁護に関する制度の普及、啓発を図ります。

また、成年後見制度により支援を必要とする障がい者のうち、制度利用に必要な経費の負担が困難な方にその費用の一部を助成します。

成年後見制度の申立人がいない場合は、市長が代わって申立人になり、制度の利用を図ります。

65歳未満の後見人等が必要と考えられる方への支援も検討していく必要があります。

ウ 障がい者への虐待は、身体的、心理的、性的、経済的なものや、介護の放棄など多岐にわたっています。平成 24 年（2012 年）には「障害福祉課」に「山陽小野田市障がい者虐待防止センター」を設置しましたが、相談件数は少なく、問題が表面化しにくい状況にあることが懸念されます。

《対応方向》

① 虐待に対する専門機関との連携

虐待に対する取組については、健康福祉センター、警察署、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所などと連携し、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。

② 自立支援協議会権利擁護部会の開催

自立支援協議会の専門部会である権利擁護部会で、虐待予防に関する取組の検討を行っており、事業所等に対する研修を開催しています。

エ 障がい者を有する有権者にとって、その障がいの状況、程度等により選挙に関する情報の取得や投票所での投票に支障が生じる場合があるため、障がいのない人に比べてより一層配慮する必要があります。

《対応方向》

選挙における環境の整備

選挙においては、点字及び音声による選挙情報の提供に努めるとともに、スロープ・車いす等の設備、点字器・虫眼鏡等の備品の整備等、障がい者を有する有権者が円滑に投票できる環境を整えます。



(5) 介助者支援の充実

【現状と課題及び対応方向】

障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるようにするためには、在宅で介助している家族の負担を軽減していくことが求められています。

《対応方向》

介助負担軽減の支援の充実

障がい者を介助している家族等の介助負担の軽減や就労支援、不安の解消等を図るため、障がい者の日中活動の場の確保（地域生活支援事業の日中一時支援）や短期入所などの支援に努めます。

～障がい福祉サービス事業の主な事業内容～

- ・ 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護など）
- ・ 日中活動系サービス（生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・短期入所など）
- ・ 居住系サービス（共同生活援助・施設入所支援など）
- ・ 成年後見制度の推進事業
- ・ 「障害者優先調達推進法」の推進事業

2 障がい者(児)の地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の充実

【現状と課題及び対応方向】

ア 障がい者やその家族が抱えるさまざまな生活上の問題を解決していくためには、身近な地域で、気軽に相談できる体制の整備が必要です。

市内では、平成 29 年(2017 年)4 月時点で 2 か所の相談支援事業所があり、指定特定相談支援事業及び障がい児相談支援事業を実施しています。

また、身近な相談窓口として、「身体障害者相談員」や「知的障害者相談員」を設置しています。

障がい者が地域において自立した生活を送るに当たっての課題について共有し、解決に向けて取り組むことが必要です。

《対応方法》

①相談支援事業の充実

障がい者やその家族が、それぞれの特性に対応した相談を受けられるよう、引き続き相談支援事業の充実に努めます。

「障害福祉課」を「基幹型相談支援センター」として位置づけ、各相談支援事業所との連携を図り、相談支援の中核的な役割を担います。

また、相談窓口の周知について啓発を行います。

②自立支援協議会の充実

障がい者への支援体制の整備を図るため自立支援協議会と連携し、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する分野の関係者によるネットワークを強化していきます。

また、定例会において個別相談の情報を共有することにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を進めます。定例会等からの課題に対し、専門部会を設置し、課題解決に向けて協議を行います。

③相談支援専門員の資質の向上

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営む事が出来るよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成等、全般的な相談支援を行う相談支援専門員の資質の向上を図るための研修等を実施します。

④地域の相談員との連携

地域の身近な相談窓口としての障がい者相談員との連携のほか、民生委員・児童委員との連携強化に努めます。

イ 障がい者が、地域で共に生活することができるようにするとともに、社会参加の促進を進めるには、外出のための移動支援、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

また、さまざまな活動への積極的な参加を促進していくために、各種催しを開催する際には、意思疎通支援者を配置するなど、障がい者が参加しやすい環境を整える必要があります。

障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、障がい者のニーズを的確に把握し、障がいの特性に応じた適切なサービスが提供できるよう、専門的知識を持った質の高い福祉人材を養成することが課題となっています。



《対応方法》

①地域生活支援事業の充実

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援事業の各種サービスを継続して行っていきます。

障がいや疾病などの理由により、日常生活に不安のあるひとり暮らし等の障がい者や高齢者が安心して生活できるよう緊急事態に備えた緊急通報システムの普及に努めます。

②意思疎通支援事業の充実

意思疎通を図るために支援が必要な聴覚・言語障がい者等に、手話通訳又は要約筆記等の意思疎通支援者の派遣を行い、健聴者との円滑な意思疎通を図ります。

コミュニケーション支援体制の充実を図るため、手話奉仕員を養成します。

また、手話奉仕員から手話通訳者、手話通訳士と手話通訳のレベルアップを図り、障がい者の意思疎通支援の円滑な実施が図られるよう、県との連携を図ります。

視覚障がい者に、点字版・音声版の広報等を作成配布するとともに、印刷物への音声コードの付記について検討します。

聴覚障がい者、視覚障がい者など、意思疎通が困難な方に必要な日常生活用具の給付事業の周知に努めます。



③外出支援事業の実施

外出が困難な障がい者等に、社会生活上必要な外出及び余暇活動等社会参加のための外出支援を行います。

また、移動に著しい困難を有する視覚障がい者の外出の際、同行し、代筆・代読を含む必要な外出支援を行います。

④自発的活動支援事業の実施

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域の方による交流活動や災害対策活動、見守り活動等に対して支援します。

ウ 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、相談・助言を行う必要があります。

《対応方法》

住居の確保

賃貸契約による一般住宅への入居が困難な方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

山口県居住支援協議会の取組を通じて、障がい者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう支援します。

市営住宅入居については、障がい者等について、一定の条件により、優先枠住居があることを周知します。

(2) 地域生活支援拠点の整備

【現状と課題及び対応方向】

地域での暮らしの安心感を担保し、福祉施設や入院中の精神障がい者の地域生活への移行については、居住支援機能と地域支援機能が一体となった地域生活支援拠点の整備が必要です。

《対応方向》

地域生活支援拠点の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に努めます。

24時間体制での相談支援事業を実施し、緊急時の受け入れ・対応、また共同生活援助の体験の機会・場を備えた地域生活支援拠点の整備に努めます。



(3) 日中活動の場の充実

【現状と課題及び対応方向】

障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生活するために、日中活動の場を充実していく必要があります。

《対応方向》

日中活動の場の利用促進

障がい者が自立した生活を送ることができるよう日中活動の場として、一般就労への移行に向けての就労移行支援や就労継続支援の事業の利用促進を図ります。

また、既存の生涯学習等も視野に入れた余暇活動の充実に努めます。

(4) 防災、防犯支援体制の確保

【現状と課題及び対応方向】

障がい者は災害時にはその行動に多くの困難が伴い、厳しい環境下に置かれることが懸念されます。平常時から障がい者に配慮した防災体制を構築し、安全体制を確保していく必要があります。

アンケート調査結果⑱⑲⑳㉑㉒から・・・

地区の避難所を「知っている」と回答した在宅生活者は 63%、「知らない」と回答した在宅生活者は 29%でした。

災害時の不安で最も多い内容は、「避難先での生活」で、次いで「避難する際の移動」でした。

在宅生活者で、避難所で具体的に困る内容は、「トイレ」が最も多く、次いで「薬や医療のこと」、「プライバシーの保護」の順でした。施設入所者では、「介助・介護」が最も多く、次いで「トイレ」、「薬や医療のこと」でした。

災害時の準備をしていない在宅生活者は 71%、施設入所者は 51%いました。

準備している方の中での準備内容としては、「食料や水などの防災用品の用意」が最も多く、「必要な医薬品などを安全な場所に保管し、すぐに持ち出せるようにしている」、「服用している医薬品などが周りの方に分かるように、メモなどを常備している」が多い回答でした。

《対応方向》

①災害時支援体制の構築

災害発生時に在宅の障がい者の避難誘導を迅速に行うためには、本人や家族以外に近隣住民の協力体制が不可欠となることから、災害情報の伝達や避難誘導、見守り活動等の支援体制づくりを、地域の自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会等と連携を図りながら進めます。

また、避難行動要支援者名簿等を作成し、災害時における安否確認等に活用します。

②避難所等の充実

障がいの種類や程度は様々であり、また、環境の変化により心身の状態が大きく変わるため、避難所において障がい者などに配慮した生活・支援が可能となるよう、障がいの特性を踏まえた避難所の充実や緊急受入先の確保を障がい者支援施設と連携を図りながら進めます。

③防災体制の充実・強化

要援護者の生命、身体及び財産を守るため作成された「災害時要援護者支援マニュアル」に則り、地域の実情にあった自主防災組織の育成・強化を図り、防災体制の充実・強化に努めます。

④避難所の確保及び提供体制の整備

災害発生時、避難の必要な障がい者についての福祉避難所を確保し、障がい者やその家族が不自由なく避難場所で生活するための環境整備に努めます。

また、大震災など市内施設だけでは対応できない場合を想定し、宇部市、美祢市を含めた圏域での避難場所の協力体制の確立に努めます。

⑤防犯体制の整備

各障がい福祉サービス事業所で定期的な防犯訓練を実施することにより、防犯体制の機能強化を図ります。

⑥災害情報等の伝達の周知

障がい者への災害情報等の伝達を効果的に行うため、防災ラジオや携帯電話などでの情報伝達の周知や普及を図ります。

⑦FAX119番・メール119番の普及

言語障がい者や聴覚障がい者が火災や救急等が発生した場合に119番通報できるよう、普及に努めます。

⑧メール 110 番の普及

言語障がい者や聴覚障がい者の身近に危難等が及んだ場合、外出先から携帯電話によるメール 110 番を受信し、保護等の迅速な警察活動を展開するため、普及に努めます。

～障がい者（児）の地域生活支援事業の主な事業内容～

- 障がい者（児）への相談支援事業
- 地域生活支援拠点の整備事業
- 意思疎通支援事業
- 移動支援事業
- 日中一時支援事業

3 障がい者(児)の保健・医療の充実事業

(1) 早期の気づき・早期療育の推進

【現状と課題及び対応方向】

ア 障がいの早期の気づき、早期治療、療育を行うため、医療機関と密接な連携により、妊婦の健康診査、訪問指導、乳幼児の健康診査及び育児相談を行っています。

早期療育を推進するため、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、相談、治療、療育など一貫した体制の中で対応する必要があります。

今後は、連携の強化と療育システムの充実が求められています。

さらに、乳幼児の疾病や事故防止について、保健指導を充実していくことが必要です。

《対応方向》

① 関係機関の連携

乳幼児の身体面や精神面での発達の遅れや障がいにとできるだけ早く気づき、少しでも早い時期に治療、訓練、療育などを行い、その子どもの発達を支えていくため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関がお互いに連携を図り、保護者と協力して、早期療育に努めます。

② 知識の普及啓発

相談窓口の充実や診査機関との連携に努めるとともに、周囲の理解を得るために、保護者をはじめ、幼児に接することの多い関係機関に対し、早期の気づきに結びつくような知識の普及を行い、本人及び保護者が早期に専門的な支援が受けられるように努めます。

③ 早期の気づき

乳児健康診査、1歳6か月児及び3歳児健康診査、育児相談、家庭訪問等により、疾病や障がいの早期の気づきに努めます。

年中児の相談事業により、保護者や幼稚園教諭、保育園の保育士の「気づき」から、子どもの発達特性を理解し、適切な環境による発達支援を促します。

イ 発達障がい者は、障がい自体が周囲から気づかれにくく、集団に入って初めてその特徴が明らかになることが多いため、適切な対応が遅れ、障がい者支援の対象となっていない方もいます。

幼児健診など早期診断が多い一方で、小中学校や就職後での指摘といったケースもあり、早期の気づきとその後の適切な支援体制の確立が必要です。

障がい児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、通所支援の充実が図られてきましたが、重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児に発達支援を受ける機会が提供されていない現状があります。

※発達障がい：「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥性多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」

アンケート調査結果◎から・・・

発達障がいが見えなくなったきっかけは、「幼児健診」や「幼稚園・保育園」による早期診断が多い一方で、「小中学校」や「職場」での指摘もありました。

《対応方向》

支援体制の充実

「障害福祉課」を「基幹型相談支援センター」として、庁内及び各事業所と支援のネットワークづくりに取り組み、発達障がい者（児）の支援体制の充実を図ります。

発達の遅れや障がいなどが発見された場合については、「げんきっこクラブ（療育及び相談会）」の利用や、乳幼児発達クリニックや療育相談会等を効果的に活用します。

また、年中児を対象に心理・就学相談等を実施し、早期の気づき、支援に努め、障がい児通所支援の早期療育につなげるとともに、円滑な就学につないでいきます。

障がい児通所支援では一人ひとりの状況を勘案した個別支援計画のもと、児童発達支援センターや児童発達支援事業所などが適切なサービスの提供に努めます。通所施設との連携を図りながらフォロー体制の充実を図るとともに、障がい児を抱える保護者の交流、相談の場を確保し不安解消に努めていきます。

保育園等においては、障がい児が集団生活へ適応するために必要とする専門的な支援等を行います。

また、重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

ウ 脳血管疾患後遺症や糖尿病による腎臓機能疾患などで「身体障害者手帳」を取得される方がいます。

また、認知症により精神保健福祉手帳を取得される方もいます。障がいの発生に関与する生活習慣病予防と介護予防対策への取組が必要です。

《対応方向》

①保健事業の充実

障がいの原因となる生活習慣病の予防や早期発見のための健康診査を実施するとともに、予防に向けた知識の普及や啓発を図ります。

生活習慣病の予防のため、健康づくりを積極的に行い、市民の健康を支援する環境づくりや地域活動の強化に努めます。

②介護予防事業の推進

高齢者については、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し転倒、骨折予防、閉じこもりの防止及び認知症予防を重点に介護予防の推進に努めます。

(2) 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の給付

【現状と課題及び対応方向】

障がいの原因となっている疾患を軽減又は改善をするために継続した治療を行う必要があります。

障がい者が安心して治療を受けられる受診体制の整備が求められています。

《対応方向》

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の給付

障がい者に対する医療費負担の軽減を図るため、人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患等、継続的な医療が必要な障がい者に、医療負担を補助する制度として自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の活用を継続して推進していきます。

(3) その他の保健・医療の充実

【現状と課題及び対応方向】

ア 高次脳機能障がいとは、身体機能の明らかな障がいがないこともあり、「捉えにくい障がい」として理解されないこともあります。支援を必要としている人が、必要なサービスを利用できるよう、特性に応じた対応をしていく必要があります。

※高次脳機能障がい：交通事故や病気などにより脳に損傷を受けた後遺症として記憶障がい、注意障がいなどの認知障がいが生じ、日常生活や社会生活への適応が困難になる障がい

《対応方向》

高次脳機能障がいの支援

脳血管疾患や脳外傷により発生する高次脳機能障がいについて、山口県立こころの医療センター内の「高次脳機能障害支援センター」、及び「障害者就業・生活支援センター」と連携して相談支援に努めるとともに、障がいに対する理解の促進に努めます。

イ 難病患者に対して、早期から適切な受診ができるようにした上で、患者の状況によっては在宅医療の提供が求められています。

平成25年度（2013年度）から「障害者総合支援法」の対象に難病等が加わり、障がい福祉サービスや相談支援等、利用できるサービスが広がりました。それにより、患者や家族の生活の向上が図られていますが、重症難病患者の状況に応じた対応をする必要があります。

《対応方向》

難病対策の推進

難病患者を地域で支援し、難病患者及び家族の悩み、不安等の解消を図るため、健康福祉センターの相談窓口にて様々なニーズに応じたきめ細やかな支援が行われるよう連携を図ります。

ウ 「心の健康」をはじめとする精神の健康の維持・向上を図るために、精神障がい者の人権に配慮した適切な医療の提供とともに、精神障がい者の社会復帰を促進することが重要です。

ひきこもりや職場のストレスなどの心の健康に関する問題が増加しており、精神保健福祉センターをはじめ、専門機関との連携が必要です。

《対応方向》

精神保健対策の推進

「心の健康」に関する知識の普及・啓発を図り、相談体制の充実に取り組むとともに、関係機関等の連携を図ります。

精神通院医療の活用を図り、かかりつけの医療機関や地域の訪問看護等、関係機関との連携を図ります。

～障がい者（児）の保健・医療の充実事業の主な事業内容～

- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付
- 乳幼児健診
- 健康相談
- 健康診断
- 介護予防事業等健康教育

II 障がい者が安心して暮らせる地域づくり

障がいのある方の地域での自立生活を支援するため、障がいのある方へのコミュニケーション手段の確保、外出支援、バリアフリー化の推進など、社会参加しやすい環境づくりに取り組めます。

4 障がい者(児)の社会参加促進事業

(1) 社会参加促進事業

【現状と課題及び対応方向】

ア 障がい者の社会参加のためには、外出のための移動手段の確保が不可欠です。

市では一定の障がいをお持ちの方に、タクシー料金の一部助成を行っています。

また、障がい者やその家族が生きがいをもって暮らせるよう、自らが関心のある活動に積極的に参加できる社会参加の促進が課題となっています。

施設整備としては、市民館、市役所、図書館等に車椅子対応トイレやオストメイト対応トイレを設置しています。

アンケート調査結果^⑬から・・・

在宅生活者の 13%が移動支援を、28%が福祉タクシーを今後 3 年以内に新たに利用したいと考えていました。

《対応方向》

社会参加の促進

身体障がい者等が利用するタクシー料金を一部助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ります。

また、各種イベントを開催することにより、社会参加を促します。

多機能トイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保など、障がい者が利用しやすいよう施設整備を推進します。

イ 歩行や車の乗降が困難な障がい者や高齢者が、公共施設や店舗等の民間施設を訪れた際に必要な駐車スペースを確保できるように、県では「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」を実施していますが、専用駐車場の確保ができていない施設があります。

また、市民の制度理解を深めるため、今後も普及啓発が必要です。

《対応方向》

「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の普及啓発

公共施設や店舗などに設置されている障がい者用駐車場を適正に利用してもらえるよう、県が実施する「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の普及啓発を図ります。

- ウ 身体障がい者補助犬に関する相談窓口の周知や補助犬同伴に係る意識啓発を図る必要があります。

《対応方向》

身体障がい者補助犬制度の周知

身体障がい者補助犬に関する制度の周知に努め、病院等の民間施設や民間企業等への補助犬同伴についての意識啓発に取り組みます。

補助犬を使用する障がい者が自立した日常生活や社会参加が営むことができる社会づくりを進めます。



(2) 障がい者団体への支援

【現状と課題及び対応方向】

障がい者団体（「山陽小野田市障害者協議会」、山陽小野田市肢体不自由児（者）父母の会、山陽小野田市手をつなぐ育成会）へ障がい者の社会参加を支援するため補助金を交付しています。

家族同士の悩みの共有や病気の理解の促進のため、精神保健家族会への団体支援も必要となります。

《対応方向》

障がい者団体への支援

障がい者団体への補助金の交付を行い、社会参加への支援に努めます。

(3) 障がい者スポーツ、文化芸術の振興

【現状と課題及び対応方向】

ア 障がいの有無にかかわらず、誰もが日常的にスポーツやレクリエーションを親しむ環境づくりが求められています。

障がい者が、障がいに応じたスポーツ活動へ参加することは、健康の維持・増進や自立と社会参加の促進に大きな役割を持っています。

アンケート調査結果⑳㉑㉒から・・・

1か月以内にスポーツを行った方は58人、今後参加したい、参加し続けたいと回答した方は99人います。

また、障がい者スポーツを推進するために必要なこととしては、在宅生活者では、「移動手段の確保」が最も多く、次いで「指導者の確保」、「場所の確保」の順でした。また施設入所者では、「指導者の確保」が最も多く求められていました。

《対応方向》

スポーツによるまちづくりの推進

障がい者スポーツへの理解と関心を深め、トップレベルのスポーツを身近に感じることによるスポーツ機運の醸成、障がい者の新たなスポーツへの挑戦など、スポーツによるまちづくりに取り組みます。

イ 市ではふれあい運動会を開催し、障がい者への理解や一般市民との親睦を深めてきました。年々、参加者が増加しており、今後も充実に向けて取り組んでいきます。

《対応方向》

ふれあい運動会の実施

ふれあい運動会は、障がい者同士の親睦と地域住民が障がい者に対する理解を推進するとともに、障がい者の体力の維持、増強を図り、社会参加する意欲を喚起する目的で、毎年社会福祉協議会と連携して実施していきます。

ウ キラリンピック（「山口県障害者スポーツ大会」）や「全国障害者スポーツ大会」への出場は、スポーツをしている障がい者にとって、励みであり目標です。

障がい者のスポーツ・レクリエーション等が多様化する中、障がいの状況に合わせた参加しやすいプログラムや参加のきっかけづくり、各活動についての情報提供や活動を支える指導者・ボランティアの人材育成など、推進基盤の充実を図る必要があります。

《対応方向》

スポーツ大会への参加の促進

山口県及び「山口県障害者スポーツ協会」が主催するキラリンピック（「山口県障害者スポーツ大会」）や「全国障害者スポーツ大会」派遣選手選考会への出場を支援し、スポーツ大会への参加を促進します。



エ 多くの人たちと交流やふれあい等を通じて自己実現を図り、健康でいきいきとした生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーションの場の提供など、参加機会の拡充を進める必要があります。

《対応方向》

スポーツの機会の拡大

障がい者が生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を図っていきます。

障がい者スポーツ大会の開催情報などについて、障がい者関係団体や障がい福祉サービス事業所などへの周知に努めます。

各種障がい者スポーツへの参加促進のため、同行援護や移動支援サービスの提供確保に努めます。

また、スポーツの場の提供に努めます。



オ 障がい者を含めた市民誰もが、優れた文化・芸術にふれあう機会や気軽に参加できる機会が求められています。

アンケート調査結果 ⑳㉑㉒から・・・

1か月以内に文化・芸術活動を行った方は45人、今後参加したい、参加し続けたいと回答された方は83人いました。

また、障がい者の文化・芸術活動を推進するために必要なこととしては、在宅生活者では、「移動手段の確保」が最も多く求められており、次いで「場所の確保」、「金銭的な援助」の順でした。施設入所者では、「組織作り」が最も多く求められていました。

《対応方向》

文化活動への参加の支援

県「障害者芸術文化祭」への参加を周知し、創作活動等発表の場を設け、創作意欲を高めます。

障がい者の文化活動を振興するため、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実を図ります。

障がい者が健常者とともに、文化に親しむ機会が増えるよう、障がい者の自主的な文化活動への参加を支援します。

～障がい者（児）の社会参加促進事業の主な事業内容～

- ふれあい運動会の開催
- 福祉タクシー事業
- 「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の普及啓発事業

5 バリアフリー推進事業

(1) 障がいや障がい者への理解の促進

【現状及び課題及び対応方向】

ア 全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年（2013 年）6 月「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成 28 年（2016 年）4 月から施行されています。

障がい者が市民の一員として安心して生活するためには、障がい者自身が自立を図る一方で、全ての市民が障がい者に対し、必要に応じて自然に手を差し伸べるようなまちになることが必要です。

障がい者の地域移行の実現のためにも、市民一人ひとりの障がいと障がい者に対する理解が必要です。

アンケート調査結果⑮⑯⑰から・・・

在宅生活者の 24%、施設入所者の 17%が差別を受けたり、嫌な思いをした経験がありました。

差別や嫌な思いをした場所としては、在宅生活者、施設入所者とも「学校・仕事場」が最も多く、次いで「住んでいる地域」、「民間サービス（お店、レストランなど）」が多い回答でした。

その内容としては、「いじめ」や「無視」、「ばかにされた」、「内臓の障がいなので、障がいと理解してもらえない」、「平等に扱ってもらえない」などがありました。

【対応方向】

①虐待に対する専門機関との連携

虐待に対する取組については、「身体障害者更生相談所」、「知的障害者更生相談所」、児童相談所、健康福祉センター、精神保健福祉センター、警察署、相談支援事業所などの専門機関と連携し、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。

②自立支援協議会権利擁護部会の開催

自立支援協議会の専門部会である権利擁護部会で、虐待予防に関する取組の検討を行っており、事業所等に対する研修を企画、開催しています。

- イ 精神障がい者に対する社会的偏見は依然として根強く、そのような偏見を除去するために精神疾患に関する正しい知識の普及や理解を進める必要があります。

アンケート調査結果⑳から・・・

今後、充実を望む福祉施策で、「障がい及び障害者に対する理解の促進」を望まれている方が 148 人いました。

《対応方向》

障がいや障がい者への理解の推進

「世界自閉症啓発デー（4月2日）」、「発達障害啓発週間（4月2日～4月8日）」、「障害者週間（12月3日～12月9日）」、「精神保健福祉普及週間（10月下旬～11月上旬の1週間）」など様々な機会を捉えて広報・啓発活動の実施や精神保健福祉講座の開催などにより、障がいや障がい者に対する市民の正しい理解と認識の普及を図ります。「障害者週間」においては障がい者による作品展等を実施します。

また、山口県が取り組んでいる「あいサポート運動」を推進します。

※あいサポート運動：誰もが、多様な障がいの特性、障がい者が困っていること、障がい者への必要な配慮などを理解して、障がい者に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていくことを目的とした運動

- ウ 障がい者に対する理解を促進しようとする活動として、学校や地域等さまざまな場において、障がい者との交流の機会を増やすなど、今後も交流活動の充実を図っていく必要があります。特に、「こころの壁」を取り除くためには、幼児期から障がい者と日々の生活のなかで自然なふれあいが大切です。

《対応方向》

こころのバリアフリーの推進

障がいや障がい者についての理解を深めるため、児童生徒に対する福祉教育を推進するとともに、お互いの立場や心情を思いやり、相互に協力し合う精神や態度を養うため、保育園・幼稚園、小・中学校などにおいて、ふれあう機会を設けるなど交流教育の充実を図ります。

また、地域社会の方々の障がいや障がい者についての正しい理解と知識を深めるため、障がいの模擬体験の場や障がい者と接する内容を含めた社会教育、生涯学習の充実を図ります。

「ヒューマンフェスタ～人権を考える集い～」や「人権講座」、「人権週間」（12月4日～12月10日）において、人権課題の一つとして障がい者の人権を取り上げ、広く市民の意識啓発を図ります。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進

【現状と課題及び対応方向】

ア 障がい者や高齢者をはじめ、全ての人が容易に安心して行動できる「福祉のまちづくり」を推進していますが、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた福祉のまちづくりをさらに進める必要があります。

《対応方向》

ユニバーサルデザインの普及・啓発

誰もが使いやすい施設や設備などをつくろうというユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を図ります。

イ 公共施設の整備については、「高齢者、障害者の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）」や「山口県福祉のまちづくり条例」に基づいて整備が進められていますが、社会環境の変化等により、新たなニーズが生じており、生活環境の整備を一層促進する必要があります。

小・中学校で教育を受けることができる障がいのある児童生徒については、学校施設の改善など学習環境の整備に努める必要があります。

アンケート調査結果⑩から・・・

今後、充実を望む福祉施策では、「道路、交通機関等のバリアフリー化」を望まれている方が100人いました。

《対応方向》

①バリアフリー新法や山口県福祉のまちづくり条例に基づいた施設整備の推進

「高齢者、障害者の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）」や「山口県福祉のまちづくり条例」等に基づいた施設整備を推進します。

②思いやり駐車場の推進

公共施設における「思いやり駐車場」の増設に努めます。

③学校における施設整備の推進

障がいのある児童生徒が、小・中学校で安全で快適な学校生活を送れるように障がい者への合理的配慮に留意し、必要に応じて出入口のスロープやトイレの改修等、学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、学校施設の新築時等においては、「バリアフリー新法」や「山口県福祉のまちづくり条例」等に基づく障がい児の在籍状況を踏まえた学校施設整備に取り組みます。

(3) 地域共生社会を目指したまちづくりの推進

【現状と課題及び対応方向】

ア 共生社会の実現を目指す上で、障がい者が、可能な限りどこで誰と生活するかについての選択の機会を有し、自らの望む地域社会で暮らせることへの支援が重要です。

障がい者が豊かな在宅生活を営むためには、公的な福祉サービスの充実とともに、地域の住民相互の助け合いによる地域福祉の推進が必要です。

市社会福祉協議会では困ったときにお互いに助け合える組織づくりを進める「福祉の輪づくり運動」が展開され、民生委員・児童委員や福祉員、自治会長による三者交流会が開催されるなど、身近な地域福祉の充実が図られていますが、これを引き続き進める必要があります。

《対応方向》

障がいに対する地域の理解の推進

市民誰もが、障がいの者の現状を理解する機会をつくり、制度やサービスを周知し、情報を地域の中で活用して、支援が得やすくなるように努めます。

「福祉の輪づくり運動」や三者交流会を引き続き推進するとともに、地域福祉の牽引役として、福祉を取り巻く環境の変化に対応しながらその活動の一層の振興を図ります。

イ 市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを中心として、ボランティアの養成研修、登録あっせん、ボランティア活動の普及啓発、相談等を総合的に実施するとともに、ボランティア意識の醸成を図っていく必要があります。

障がい者が地域生活をしていく上では、保健・医療・福祉サービスの担い手や、障がい者を支えるボランティアの養成及び活動の充実が求められています。

《対応方向》

ボランティアの支援及び人材の確保

ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターの整備、充実を促進するとともに、ボランティアの養成研修を実施し、ボランティア活動に意欲のある方の支援を行います。

また、障がい福祉サービスの充実に伴い、福祉人材確保や資質の向上に努めます。

ウ 障がい者は、災害時にはその行動に多くの困難が伴い、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要なことから、防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における避難体制の周知や近隣住民の支援体制を整備することが重要です。

《対応方向》

福祉コミュニティの構築

市社会福祉協議会との連携により、地区社会福祉協議会による見守りネットワークを充実させ、非常時のみならず日常の生活において、障がい者が安心して暮らすことができる福祉コミュニティの構築に努めます。

エ 地域生活を送る上で、福祉分野に加え、保健医療や就労などの分野にまたがって支援を必要とする方も増えてきています。

今後は、専門人材の確保が困難になることで、対象者ごとに公的支援の提供機関を安定的に運営することが難しくなる可能性があります。

地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、公的支援が個人の抱える個人課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくこと、また地域の実情に応じて、高齢・障がいといった分野をまたがって総合的に支援を提供しやすくすることが必要となります。

《対応方向》

地域共生社会を目指して

人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、時に支えあうように、人と人とのつながりの再構築に努めます。

そのために、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて『他人事』ではなく『我が事』として行われるよう、地域づくりに取り組みます。

市民が生活における楽しみや生きがいを見出す機会を提供することができ、働きながら地域づくりに参画しやすい環境づくりに努めます。

～バリアフリー推進事業の主な事業内容～

- ・精神保健福祉講座の開催
- ・思いやり駐車場の推進
- ・あいサポート運動の推進

